

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人海技教育機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和1年度(第3期)
	中期目標期間	平成28～令和2年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	海事局	担当課、責任者	海技課 内山 正人
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長ヒアリング 令和2年6月18日</li> <li>・監事意見聴取 令和2年6月18日</li> <li>・外部有識者からの意見聴取 令和2年6月29日(関利恵子、高橋静夫、羽原敬二) 令和2年7月9日(上窪良和)</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
<p>(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制に関する事項などを記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人海技教育機構は、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第48号)により、平成28年4月1日に独立行政法人航海訓練所と統合した。</li> </ul>

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		B	B	B	B	
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価を算術平均(以下算定式の通り。)すると3.23点となり、最も近い評価が「B」評価であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p><b>【項目別評価の算術計算】</b></p> <p>(A4点×6項目+A4点×1項目×2+B3点×20項目+C2点×2項目)÷(29項目+1項目)=3.2</p> <p>⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価ごとの点数を、「S」評価：5点、「A」評価：4点、「B」評価：3点、「C」評価：2点、「D」評価：1点とする。重要度の高い1項目(項目別評価総括表、項目別評価調査参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評価のとおり、評価項目全29項目のうち7項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、20項目について「中期計画における所期の目標を達成している」、2項目について「中期計画における所期の目標を下回っている」となっており、独立行政法人海技教育機構(以下、「機構」という。)の業務運営については、全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。また、重要度、難易度とも高い目標として設定されている就職率については、高い水準で海事関係業界への人材が供給されており、評価できる。</p> <p>令和2年3月、唐津校において、教員が大麻取締法で逮捕されるという不適切事案が発生しており、再発防止対策を確実に実施する必要がある。令和元年9月、台風15号被災地(千葉県木更津市)における練習船青雲丸、令和元年10月、台風19号被災地(岩手県宮古市)における宮古校と被災地(福島県いわき市)における練習船青雲丸は、機構本来の任務を超えて被災者支援を行っており、これらを併せて勘案すると評価を更に引き下げる必要はないものとする。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年9月、台風15号被災地(千葉県木更津市)の練習船青雲丸による被災者支援</li> <li>・令和元年10月、台風19号被災地(岩手県宮古市)の宮古校と被災地(福島県いわき市)の練習船青雲丸による被災者支援</li> <li>・令和2年2月から3月において、感染拡大し始めた新型コロナウイルスの影響</li> <li>・令和2年3月5日、唐津校において、教員が大麻取締法で逮捕されるという不適切事案</li> </ul>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p><b>【IV-(4) 内部統制の充実・強化】</b>唐津校教員による不祥事について、第三者委員会からの指摘を踏まえ、再発防止策等を確実に実施する必要がある。</p> <p><b>【IV-(5) 監事の機能強化等によるガバナンス強化】</b>唐津校事案の発生は、内部監査が適切になされていなかったことが原因の一つと考えられ、ガバナンス強化が必要である。</p>
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	<p>(外部有識者の意見)</p> <p><b>【I-(1) 海技教育の実施】</b>就職率が高いことは評価に値する。</p> <p><b>【IV-(4) 内部統制の充実・強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から3年間「C」との評価が続いている。評価を踏まえ内部統制の充実、強化をしていれば今回の事案は未然に防ぐことができたのではないかと。</li> <li>・登しょう訓練は非常に重要な教育訓練であり、価値もあるので安全を踏まえて今後も実施していただきたい。</li> </ul> <p><b>【IV-(5) 監事の機能強化等によるガバナンス強化】</b></p>

- ・唐津校教員の不適切事案について、予兆があったにもかかわらず未然に防止できなかったことは、ガバナンスの強化がされていなかったと言える。
- ・唐津校教員による不適切事案を受け、適切な内部監査、監事機能の更なる強化が必要である。

(別紙)

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 海技教育の実施	—	—	B	B			
養成定員と養成課程	B	B	B	B		I- (1)	
カリキュラムの見直し	B	B	B	B		I- (1)	
リソースの相互活用	B	B	B	B		I- (1)	
就職率	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		I- (1)	
合格率	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>		I- (1)	
海運業界との連携	B	A	A	A		I- (1)	
航海訓練の実施	B	B	B	B		I- (1)	
実務教育の実施	A	B	A	A		I- (1)	
(2) 研究の実施	—	—	B	A			
研究体制、件数	B	C	B	A		I- (2)	
受託研究等の実績	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>B</u>	<u>A</u>		I- (2)	
研究成果の発表・活用実績	B	B	B	A		I- (2)	
(3) 成果の普及・活用促進	—	—	B	B			
国内外の活動実績、研修員受入	B	B	B	B		I- (3)	
人材確保、入学者確保の実績	B	B	B	B		I- (3)	
海事広報の実績	A	A	B	A		I- (3)	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務体制の確立	B	B	B	B		II- (1)	
業務運営の効率化	B	B	B	B		II- (2)	
調達方法の見直し	B	B	B	B		II- (3)	
人件費の管理	B	B	B	B		II- (4)	
情報化・電子化の取組	B	B	B	B		II- (5)	
III. 財務内容の改善に関する事項							
自己収入	B	B	B	B		III- (1)	
保有資産の検証・見直し	B	B	B	B		III- (2)	
業務達成基準による収益化	B	B	B	B		III- (3)	
予算、収支計画、資金計画	B	B	B	B		III- (4)	
短期借入金	—	—	—	—		III- (5)	
重要財産の処分	—	—	—	—		III- (6)	
剰余金の使途	—	—	—	—		III- (7)	
IV. その他の事項							
施設・設備の整備	B	B	B	B		IV- (1)	
人事に関する計画	B	B	B	B		IV- (2)	
積立金の使途	B	B	B	B		IV- (3)	
内部統制の強化	B	C	C	C		IV- (4)	
ガバナンス強化	B	B	B	C		IV- (5)	
情報セキュリティ対策	B	B	B	B		IV- (6)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (1)	海技教育の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法 条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	<p><b>【重要度：高】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧海技教育機構と旧航海訓練所の統合に当たり、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとされており、中期目標における「機構における資格教育」は、その達成に向けた重要な要素であるため。</li> <li>特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では船員の高齢化が著しいことから、大量離職に伴う担い手不足が生じないよう、十分な数の若年船員を育成することが必要である。本法人は、内航新人船員の最大の供給源であり、主要な役割を果たしているものであるため。</li> </ul> <p><b>【難易度：高】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海事関連企業への就職率について、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動する等の外部要因の影響を受け、また前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。</li> <li>海技士国家試験の合格率については、法人のパフォーマンスを最大限に引き出すために相当程度の努力をしなければ達成できない目標として設定しており、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。</li> </ul>	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期 間最終年度値 等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
養成定員 (四級海技士)	—	380名	390名	390名	390名	390名				予算額(千円)	6,677,049	6,673,996	6,825,939	6,728,411
就職率 (計画値)	本科 95%以上	75%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上				決算額(千円)	6,847,960	7,212,297	7,283,484	7,030,173
就職率 (実績値)			98.2%	96.5%	98.4%	98.2%				経常費用(千円)	6,681,888	6,844,208	6,976,567	6,809,788
達成度			103.4%	101.6%	103.6%	103.4%				経常利益(千円)	4,456	△37,844	30,751	146,752
就職率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上				行政サービス実施コ スト(千円)	7,796,413	7,532,536	10,103,492	9,074,541
就職率 (実績値)			100.0%	99.6%	99.1%	99.5%				従事人員数	596	595	591	581
達成度			105.3%	104.8%	104.3%	104.7%								
就職率 (計画値)	海上技術コース 95%以上													

		90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上								
就職率 (実績値)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								
達成度			105.3%	105.3%	105.3%	105.3%								
合格率 (計画値)	本科 80%以上	75%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
合格率 (実績値)			79.8%	88.8%	93.2%	86.7%								
達成度			99.8%	111.0%	116.5%	108.4%								
合格率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上								
合格率 (実績値)			100.0%	99.2%	94.5%	96.6%								
達成度			105.3%	104.4%	99.5%	101.7%								
合格率 (計画値)	海上技術コース 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上								
合格率 (実績値)			100.0%	100.0%	100.0%	95.8%								
達成度			105.3%	105.3%	105.3%	100.8%								
意見交換会 (計画値)	期間中 375 回程度	—	75 回程度	75 回程度	75 回程度	75 回程度								
意見交換会 (実績値)			86 回	94 回	90 回	79 回								
達成度			114.7%	125.3%	120.0%	105.3%								
連絡会議 (計画値)	期間中 5 回程度	—	1 回程度	1 回程度	1 回程度	1 回程度								
連絡会議 (実績値)			1 回	1 回	1 回	1 回								
達成度			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								
視察会評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
視察会評価 (実績値)			95.0%	92.7%	94.2%	90.8%								
達成度			118.8%	115.9%	117.8%	113.5%								
受講者評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
受講者評価 (実績値)			98.8%	95.1%	97.6%	99.0%								
達成度			123.5%	118.9%	122.0%	123.8%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>1. 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項第1号に基づき、船員となる者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの一層の精査や、これら関係者と交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質的向上を図る。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となる者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となる者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>			<p>海技教育の実施の評価：A</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×3項目+A4点×1項目×2+B3点×4項目)÷(8項目+1項目)=3.6 したがって、算術平均に最も近い評価は「A」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2項目+A4点×1項目×2+B3点×5項目)÷(8項目+1項目)=3.4 したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	

						評価	B
<p>(1) 船員となろうとする者に対する教育</p> <p>① 機構における資格教育</p> <p>(a) 養成定員と養成課程</p> <p>船員養成事業においては、三級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、国内最大の内航船員の供給を担っている四級海技士養成課程（本科及び専修科）については、期首の定員を 390 名とする。</p> <p>新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ、期間中に見直すものとする。</p>	<p>①船員となろうとする者に対する教育</p> <p>ア 機構における資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <p>海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の定員を 390 名とし、海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、期首の定員を 40 名とする。</p> <p>なお、期間中において、海運業界の需要、少子化の進展等を踏まえ定員を見直す。</p> <p>b) 養成課程</p> <p>三級海技士養成課程及び四級海技士養成課程について、海運業界の需要等を踏まえ、期間中に見直しを行う。</p>	<p>①船員になろうとする者に対する教育</p> <p>ア 資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <p>海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の定員を 390 名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を 40 名とする。</p> <p>なお、学校の体制の議論や海運業界の需要状況を見ながら、定員の見直しを検討する。</p> <p>b) 養成課程</p> <p>i) 四級海技士養成課程について、本科の段階的な専修科への移行及び専修科の航海・機関それぞれの専科教育に移行することを検討する。</p> <p>ii) 三級海技士養成課程について、海運業界のニーズ、少子化の進展を踏まえ、入</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>養成定員</p> <p>本科及び専修科を 390 名、海上技術コースを 40 名とする。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>養成定員及び養成課程の見直しを検討したか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>①船員になろうとする者に対する教育</p> <p>ア 資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <p>船員の高齢化の進展による船員不足を背景とした求人数の増加や入学の応募倍率の変化等及び国の船員政策の動向を見極め、令和元年度は、前年度同様、養成定員を据え置き、本科 140 名、専修科 250 名、計 390 名とし、海上技術コース 40 名とした。また、国土交通省に設置された、「船員養成の改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、前年度公表された第 1 次中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）の「内航新人船員の養成規模のあり方等」を踏まえ、養成定員の段階的な拡大について検討した。</p> <p>b) 養成課程</p> <p>i) 四級海技士養成課程は、検討会の中間取りまとめの「海技教育機関の教育内容の高度化、学校の体制等」を踏まえ、小樽海上技術学校を、航海科専科教育を行う短期大学校へ移行するべく準備を進め、令和 3 年度から開校することとした。また、その他の海上技術学校についても、短大化及び航海・機関両用教育から専科教育への移行、更にはそういった施策の効果をより高めていくため、一部の学校で特色のある教育内容に特化するなど、新たな工夫について引き続き検討を行った。検討会には委員として 2 名が参加し、船員養成のあり方等について 2 回（うち、1 回は「内航部会」）にわたり審議された。</p> <p>ii) 三級海技士養成課程は、海上技術コース（航海、機関）の令和 2 年度からの養成定員の見直しを行った。</p> <p>海上技術コース（航海、機関）</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>限られた予算・人員で独立行政法人移行後最大となる定員を維持し、計画通りの実績を上げていることと、国が設置した検討会等へ参加し、中間取りまとめを踏まえ、養成定員について段階的な拡大について検討したこと、養成課程について学校体制の検討及び新体制への移行準備を行ったこと及び海上技術コースの令和 2 年度入学者の養成定員の見直しを行ったことから、自己評価を B 評価とする。</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>令和 1 事業年度計画において、「海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の入学生定員を 390 名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、40 名としている。本科及び専修科の養成定員は、平成 13 年度の独立行政法人移行後、最大値を維持している。限られた予算及び人員で自助努力により対応していることは評価に値する。また、海技教育機関の養成定員及び養成課程については、国土交通省に設置された「船員養成の改革に関する検討会」において公表された第一次中間取りまとめの「内航新人船員の養成規模のあり方等」を踏まえ、小樽海上技術学校を航海科専科教育の短期大学校へ移行するべく準備を進めており、令和 3 年度から開校する予定である。更にその他の海上技術学校についても短大化、航海・機関両用教育から専科教育への移行等、学校体制の移行について検討を行っている。三級海技士養成課程については、海技大学校における令和 2 年度入学者の養成定員の見直しを行う等、社会情勢の変化や少子化の状況、海運業界の需要状況等を踏まえながら検討を行っている。よって、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

			学者を多方面から確保するよう、海上技術コース等の見直しを検討する。		各5名→廃止 【添付資料1 養成定員等の推移】		
(b) 座学教育と航海訓練の一体的実施  統合により学校における座学教育と練習船による航海訓練を一体的に実施できる体制となったことを活かし、教育内容の高度化を図るため、座学と実習カリキュラムの効果的な運用による一貫教育の実施、また施設・設備等の一体的運用による教育訓練の充実に取り組む。  併せて、海運業界が求める船員に不可欠とされる資質の涵養の強化を図る。	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施  学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。  i) 座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、現行の養成課程に関するカリキュラムを平成29年度を目標に一貫性のあるものに見直すとともに、国が設置する検討会における検討結果等を踏まえ必要な見直しを行う。また、資質基準システム(QMS)を一体的に運用し、期間中に定着を図る。	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施  学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。  i) 一貫性のあるカリキュラムの運用により、座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施する。  航海訓練の実施に当たっては、平成30年度に発生した練習船「日本丸」の事故に関し、「日本丸事故再発防止対策検討委員会」からの提言を踏まえ、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組む。  また、見直した資質基準システム(QMS)の運用を定着させる。	<評価の視点> 1) 一貫性のあるカリキュラムへ見直しを完了したか。  2) 統一資質基準システム(QMS)と運用マニュアルの見直しを行ったか。	<主要な業務実績> c) 座学教育と航海訓練の一体的実施  i) カリキュラムの見直し  ・一貫性のあるカリキュラムへ見直しを完了し、平成31年4月から全ての本科及び専修科に適用した。  ・「日本丸事故再発防止対策検討委員会」の提言を踏まえ、事故再発防止に適切に取り組むため、「帆走訓練のあり方およびその再開に向けた検討調査部会」を16回、「帆走訓練再開連絡協議会」を7回、「帆走訓練安全対策検証委員会」を2回それぞれ実施した。  ・見直した座学教育と航海訓練の統一資質基準システム(QMS)については、マニュアルに従い適切に運用している。  ・令和3年4月開校予定の小樽海上技術短期大学校について、航海科専門校としてのカリキュラム及び学習指導要領を策定した。  ・教科書作成WGを作り、「機関概要」の教科書を作成した。  ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各学校については、3月2日以降臨時休校とし、授業の一部を在宅学習として対応した。練習船については、2月28日以降の寄港要請対応の中止、3月1日からの短期実習の中止及び3月下船日の前倒しなど可能な限りの対応を行った。	<評定と根拠> 評定：B  一貫性のあるカリキュラムへ見直し及び統一資質基準マニュアルの見直しを完了し、計画通りの実績を上げていること、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組んでいること、更には専科教育移行等に対応したカリキュラムへの見直しに適切に取り組んでいることから自己評価をB評定とする。	評定	B
<評定に至った理由> 統合により、座学教育と航海訓練の一体的実施が可能となり、これを実現するために見直したカリキュラムを平成31年4月から全ての本科及び専修科に適用している。航海訓練の実施においては、平成30年度に発生した練習船「日本丸」の事故に関し、「日本丸事故再発防止対策検討委員会」からの提言を踏まえ、実習生の安全・安心の確保を最優先に考え、調査部会、連絡協議会、検証委員会を開催し、事故再発防止に取り組んでいる。また、見直した座学教育と航海訓練の統一資質基準システム(QMS)を運用マニュアルに基づき実施し、適切に活用するとともに、定着を図っている。さらに、令和3年4月小樽海上技術短期大学校の開校に向け、航海科専門校のカリキュラム及び学習指導要領を策定している等、各取り組みを進めていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。							



		なお、専科教育移行等に対応したカリキュラムの見直しを着実に進める。						
	ii) リソース（教材、設備、教員）の有効活用を図るため、平成29年度までに教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法について検討し、速やかに実施する。	ii) リソース（教材、設備、教員）の有効活用を図るため、教材の統一的使用、施設・設備の相互活用を実施するとともに教育手法の共有化について検証を行う。	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>現有教材の統一仕様、現有施設・設備の相互活用、教育手法の共有方法について検討、実施したか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ii) 組織における教材、設備、教員の有効活用を次のとおり図った。</p> <p>(1) 教材</p> <p>海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校及び練習船で用いる教材（テキスト、授業・講義資料など）を、共有教材として活用するため、それぞれを所管する担当課が横断的な協議を重ね、各教材の問題点の洗い出しを行った。学校教員と練習船職員が、共有教材・参考資料を※海技教育機構ポータルサイト上で共有することで教育訓練の向上と効率化を進めるための準備を行った。</p> <p>前年度同様に、練習船で使用していた水路書誌を学校の航海系教材として活用した。過去は一部を印刷して使用するなどしていたが、コストを抑えつつ、実物を使用することができるようになっている。</p> <p>※機構本部及び各校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるイントラネット</p> <p>(2) 設備</p> <p>・寄港中の練習船設備の活用事例として、学校から生徒・学生が練習船を訪船し、船の設備等を活用した授業を実施した。（小樽校：海王丸、口之津校：日本丸）</p> <p>・旧海技教育機構の施設であった清水総合研修センターで、従来本部で実施していた新規採用海技職員（旧航海訓練所）の宿泊職員研修を実施することで施設の相互活用を実施した。</p> <p>・海技大学校施設を活用し、学校教員及び練習船職員の研修（ECDIS 講習、STCW 基本訓練等）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>教材については、これまで海技士国家試験の口述試験対策として共有し有効活用を図ってきたが、更に均一化・効率化の観点から有効活用の検討を進めている。</p> <p>施設・設備については、寄港中の練習船設備を活用し、各学校から訪船した生徒・学生に対し、実際の設備を活用した授業を行い、教育効果を高めている。</p> <p>清水総合研修センターでは、練習船職員対象の研修や練習船での乗船研修を学校教員対象に行っている。</p> <p>また、海技大学校では、学校教員及び練習船職員に対し、ECDIS講習やSTCW基本訓練等の研修を実施し、海技士として必要な資格を取得させている。</p> <p>リソースの活用について、計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>リソース（教材、設備、教員）の相互活用及び教育手法の共有方法について更に検討を進め、拡大を図る。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>統合後の学校・練習船における教育訓練の相互活用については、教材（テキスト、講義資料等）を共有することで、一貫性のある教育を実施している。また、学校教員と練習船職員が共有教材・参考資料を活用しやすくするために、機構本部及び学校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるようイントラネット上で共有するなど、教育訓練の質の向上と効率化を進めている。設備の有効利用については、学校近傍に練習船を寄港させ、その際、訪船した生徒・学生に対し実際の船内設備を活用した実習を行うことで、教育効果を高めている。</p> <p>海技大学校施設の活用として、学校教員及び練習船職員を対象にECDIS講習、STCW基本訓練等の研修を実施している。人材の活用としては、練習船の教育手法を学校授業に活用するため、大型練習船で学校教員の乗船研修の実施や、採用後に練習船職員として海上実歴を付けた後、適性や希望で海上または陸上の職種を選択、決定する共通採用を開始するなど取組を行っていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	評定	B
評定	B							

				<p>を1回実施した。</p> <p>・船社内航船で受け入れきれなかった専修科の学生5名を対象に、海技大学校練習船で夏期内航船体験乗船を実施した。</p> <p>(3) 教員 練習船の教育手法を学校授業に活用するために、学校教員(清水校1名、唐津校2名)の乗船研修を大型練習船で実施した。 採用後に練習船職員として海上実歴を付けた後、適性・希望等により職種(練習船職員、海上技術学校教員、海上技術短期大学校教員、海技大学校助教のうちいずれか)を決定する共通採用を開始し、航海科教官4名、機関科教官1名を新規採用した。</p>						
	<p>iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、中期計画期間の各年度とも、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。</p>	<p>iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; iii) 海事関連企業への就職率は、95%以上の高い実績を維持している。</p> <p>○本科 : 98.2% ○専修科 : 99.5% ○海上技術コース : 100.0%</p> <p>入学当初から就職に関する意識付けを行い、就職先(船種)希望調査や海技者セミナー、就職説明会への参加、面接試験の対応方法や求人票の見方、履歴書の書き方などの就職指導を積極的に行った。 また、就職に関する二者面談、三者面談を行うとともに、夏休みには内航海運業界の協力を得て、内航船乗船体験を実施し、113名(前年比23名増)の生徒・学生に、就職先である内航海運業界への理解を深めさせた。 前年度、職員による215社への企業訪問を実施したが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問を自粛したことで153社に留まった。一方で積極的な求人開拓を行い、新規企業32社を訪問した。</p> <p>【添付資料2 海事関連企業等への就職率】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:A</p> <p>ここ数年、求人数は高い水準で推移しているが、内航船社へ就職する生徒・学生に対して、きめ細かな就職指導と、職員による企業訪問を継続して実施した。これらのことも奏功し、ほぼ100%の高い就職率を維持している。訪問企業数を前年とほぼ同数の200社程度を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問を自粛したことで、前年度と比べて減少した。例年4四半期は次年度の求人依頼のため精力的に船社訪問を行うが訪問自粛せざるを得ない状況となった。 達成度は、本科103.4%、専修科104.7%及び海上技術コース105.3%であり、定量的指標はB評定となるが、重要度及び難易度共に高い項目であり、目標を達成できていることから自己評価を</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 海事関連企業への就職率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、内航新人船員の最大の供給源として、法人は重要な役割を担っているため、就職率95%という相当の努力をしなければ達成できない難易度の高い目標として設定している。目標達成にあたっては、学生に対する求人状況が海運業界の景気動向により大きく変動する等の外的要因の影響を受けるため、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。入学当初から生徒・学生に対し就職指導を積極的に行い、学生、生徒に対し就職に関する意識付けを行っている。また、就職に関する学生、教員の二者面談、学生、教員、保護者の三者面談を積極的に実施している。さらに内航海運業界と協力し、内航船乗船体験を実施することで113名(前年比23名増)の学生、生徒に内航海運業界への理解を深めさせ、就職先とのミスマッチがないよう取り組んでいる。 今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けてはいるが船社等からの求人確保のため、学校職員が多数の企業(153社、新規企業32社)を訪問し、積極的に求人開拓を行っている。これらの取組の結果、</p> </td> </tr> </table>	評定	A	<p>&lt;評定に至った理由&gt; 海事関連企業への就職率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、内航新人船員の最大の供給源として、法人は重要な役割を担っているため、就職率95%という相当の努力をしなければ達成できない難易度の高い目標として設定している。目標達成にあたっては、学生に対する求人状況が海運業界の景気動向により大きく変動する等の外的要因の影響を受けるため、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。入学当初から生徒・学生に対し就職指導を積極的に行い、学生、生徒に対し就職に関する意識付けを行っている。また、就職に関する学生、教員の二者面談、学生、教員、保護者の三者面談を積極的に実施している。さらに内航海運業界と協力し、内航船乗船体験を実施することで113名(前年比23名増)の学生、生徒に内航海運業界への理解を深めさせ、就職先とのミスマッチがないよう取り組んでいる。 今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けてはいるが船社等からの求人確保のため、学校職員が多数の企業(153社、新規企業32社)を訪問し、積極的に求人開拓を行っている。これらの取組の結果、</p>	
評定	A									
<p>&lt;評定に至った理由&gt; 海事関連企業への就職率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、内航新人船員の最大の供給源として、法人は重要な役割を担っているため、就職率95%という相当の努力をしなければ達成できない難易度の高い目標として設定している。目標達成にあたっては、学生に対する求人状況が海運業界の景気動向により大きく変動する等の外的要因の影響を受けるため、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。入学当初から生徒・学生に対し就職指導を積極的に行い、学生、生徒に対し就職に関する意識付けを行っている。また、就職に関する学生、教員の二者面談、学生、教員、保護者の三者面談を積極的に実施している。さらに内航海運業界と協力し、内航船乗船体験を実施することで113名(前年比23名増)の学生、生徒に内航海運業界への理解を深めさせ、就職先とのミスマッチがないよう取り組んでいる。 今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けてはいるが船社等からの求人確保のため、学校職員が多数の企業(153社、新規企業32社)を訪問し、積極的に求人開拓を行っている。これらの取組の結果、</p>										

						A 評定としている。	就職率（実績値）は本科、専修科ともに 98%以上、海上技術コースは 100%を維持している。重要度及び難易度共に高い項目であり、高い目標に対して法人の努力の結果、目標を達成したものであり、「A」との評価結果が妥当である。  <その他外部有識者からの意見> ・ 就職率が高いことは評価に値する。 ・ 重要度及び難易度共に高い項目であり、目標を達成していることから、「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。			
	iv) 内航船員養成教育訓練プログラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め、海技士国家試験合格者を中期計画期間の各年度とも、全員が航海または機関のいずれかに合格することを旨とする。航海・機関の両方の合格率については、本科においては 80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては 95%以上とする。	iv) 一貫性のあるカリキュラムの着実な実施、補講、模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導など適切なフォローアップにより教育効果を高め、全員が航海又は機関いずれかの試験に合格することを旨とし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては 80%、専修科及び海上技術コースにおいては 95%以上とする。	<主な定量的指標> ・航海・機関の両方の合格率 本科 80%以上 専修科 95%以上 海上技術コース 95%以上  ・全員が航海・機関のいずれかに合格することを旨とする。	<主要な業務実績> iv) 海技士国家試験合格率は次のとおり。 ○ 本科 : 86.7% ○ 専修科 : 96.6% ○ 海上技術コース : 95.8%  なお、本科・専修科の航海・機関いずれかの合格率は 97.9%であった。 各校において口述試験に対応した補講等の自主講座及び模擬試験、個別指導に加え、航海・機関に関する自主作成の教材を提供した。 実力試験の実施等により、学力レベル別の学習指導、基礎部分を重視した取組を行うとともに、早い段階から国家試験対策に取り組むなど、きめ細かい指導を実施している。  <b>【添付資料 3 海技士国家試験の合格実績】</b>	<評定と根拠> 評定 : A  補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行うことで、学力レベルに応じた学習指導を実施するなど、きめ細かい指導を行っている。 また、口述試験を想定した面接指導、模擬試験、試験対応の指導を行っている。 上記の取組により、本科の航海・機関両方の合格率は 86.7%、専修科の航海・機関両方の合格率は 96.6%となり、高い目標を達成している。 達成度は、本科 108.4%、専修科 101.7% 及び海上技術コース 100.8%となる。また本科・専修科の航海・機関いずれかの合格率においても 97.9%とほぼ全員が航海・機関いずれかに合格している。これらを総合的に判断し、定量的指標は B 評定程度となるが、難易度の高い項目であり、目標を達成できていることから自己評価を A 評定としている。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           &lt;評定に至った理由&gt;            海技士国家試験の合格率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、全員が海技士（航海）又は海技士（機関）（以下、それぞれ「航海」又は「機関」という。）いずれかの試験に合格することを目指すとともに、法人のパフォーマンスを最大限に引き出す観点で、相当程度の努力をしなければ達成できない定量的指標として、航海・機関の両方の試験の合格率を、前中期目標期間より 5%上回る目標値に設定している。目標達成は、教育者の努力もさることながら、学生のモチベーションも大きく影響することから、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行い学力レベルの把握に努め、そのレベルに応じた学習指導を実施するといった、きめ細かい指導を継続して実施している。また、学校の授業だけでなく、練習船での乗船実習中においても複数回、口述試験を想定した面接指導、模擬試験、試験対応の指導を行っている。反復指導を実施することで、生徒、学生自身に理解度を把握させ、ポイントを絞り、弱点部分を集中的に指導することで効果を上げている。学校における座学をもとに練習船での実習を繰り返し実施することは、実技ができるようになることを目的とするだけでなく、同時に知識を定着させるよう説明し、理解させる工夫をしている。また、口述試験対策に活用するため実習訓練課が作成した「練習船問題集 四級(航海科・機関科)」を海技教育機構の練習船と学校で共有することで、共         </td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由> 海技士国家試験の合格率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、全員が海技士（航海）又は海技士（機関）（以下、それぞれ「航海」又は「機関」という。）いずれかの試験に合格することを目指すとともに、法人のパフォーマンスを最大限に引き出す観点で、相当程度の努力をしなければ達成できない定量的指標として、航海・機関の両方の試験の合格率を、前中期目標期間より 5%上回る目標値に設定している。目標達成は、教育者の努力もさることながら、学生のモチベーションも大きく影響することから、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行い学力レベルの把握に努め、そのレベルに応じた学習指導を実施するといった、きめ細かい指導を継続して実施している。また、学校の授業だけでなく、練習船での乗船実習中においても複数回、口述試験を想定した面接指導、模擬試験、試験対応の指導を行っている。反復指導を実施することで、生徒、学生自身に理解度を把握させ、ポイントを絞り、弱点部分を集中的に指導することで効果を上げている。学校における座学をもとに練習船での実習を繰り返し実施することは、実技ができるようになることを目的とするだけでなく、同時に知識を定着させるよう説明し、理解させる工夫をしている。また、口述試験対策に活用するため実習訓練課が作成した「練習船問題集 四級(航海科・機関科)」を海技教育機構の練習船と学校で共有することで、共	
評定	B									
<評定に至った理由> 海技士国家試験の合格率は、法人のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。一方、目標設定にあたっては、全員が海技士（航海）又は海技士（機関）（以下、それぞれ「航海」又は「機関」という。）いずれかの試験に合格することを目指すとともに、法人のパフォーマンスを最大限に引き出す観点で、相当程度の努力をしなければ達成できない定量的指標として、航海・機関の両方の試験の合格率を、前中期目標期間より 5%上回る目標値に設定している。目標達成は、教育者の努力もさることながら、学生のモチベーションも大きく影響することから、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行い学力レベルの把握に努め、そのレベルに応じた学習指導を実施するといった、きめ細かい指導を継続して実施している。また、学校の授業だけでなく、練習船での乗船実習中においても複数回、口述試験を想定した面接指導、模擬試験、試験対応の指導を行っている。反復指導を実施することで、生徒、学生自身に理解度を把握させ、ポイントを絞り、弱点部分を集中的に指導することで効果を上げている。学校における座学をもとに練習船での実習を繰り返し実施することは、実技ができるようになることを目的とするだけでなく、同時に知識を定着させるよう説明し、理解させる工夫をしている。また、口述試験対策に活用するため実習訓練課が作成した「練習船問題集 四級(航海科・機関科)」を海技教育機構の練習船と学校で共有することで、共										

						<p>通教材で繰り返し学習することが可能となった。これを用いた指導を行うことで口述試験の合格率向上、維持につながっている。</p> <p>これらの取組により、本科の航海・機関両方の合格率は 86.7%、専修科の航海・機関両方の合格率は 96.6%となり、高い目標を達成している。達成度は、本科 108.4%、専修科 101.7%及び海上技術コース 100.8%となる。また本科・専修科の航海・機関いずれかの合格率においても 97.9%とほぼ全員が航海・機関いずれかの試験に合格している。これらを総合的に判断し、「B」との評価結果が妥当である。</p>		
(c) 海運業界との連携	d) 海運業界との連携	d) 海運業界との連携	<主な定量的指標> 意見交換会や海運業界等による生徒・学生への説明会等を 75 回程度開催する。	<主要な業務実績> d) 海運業界との連携	<評定と根拠> 評定： A	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>海運業界のニーズを把握し、船員教育の質の向上を図るため、海運業界団体や各地の船員対策連絡協議会との意見交換会を 47 回実施している。意見交換会では海運業界の概況、若手船員の確保等の現状及び船員に求める気質・人物像などについて理解を深め、教育に反映させている。</p> <p>また、生徒・学生への説明会を 32 回実施し、生徒・学生は海運業界の説明に対して、活発に質疑応答することで、船員の仕事内容への理解を深め、就職及び勉学への意欲等を高めるきっかけとなっており、就職率、合格率の目標達成にも関係する重要な取組になっている。</p> <p>達成度は、105.3%であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 11 回についてやむなく中止した。</p> <p>こうしたことを踏まえ年間の計画数を、影響を受けた 2 か月を除いて 10 ヶ月に換算すると、計画数は 62.5 回、達成度は 126% となり、計画を上回る実績をあげていると見込めることから、自己評価を A 評定とする。</p>	評定	A
評定	A							
<p>海運業界や船員教育機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。</p>	<p>海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を期間中に 375 回程度開催する。</p>	<p>海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催するなど、海運業界との連携を図る。</p>	<p>海運業界等による生徒・学生への説明会等を 75 回程度開催する。</p>	<p>海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るため、日本船主協会、全国内航タンカー海運組合、各地の船員対策連絡協議会等との意見交換会等を 47 回、地方運輸局、海運業界等による生徒・学生への説明会等を 32 回、計 79 回開催した。</p> <p>但し、当初予定していた、日本内航海運組合総連合会等との意見交換会 10 回、内航タンカー海運組合の講演会 1 回を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。</p> <p>海運業界からは、「報連相（報告・連絡・相談）の重要性」、「忍耐力・挨拶・礼儀等をしっかりと」、「最先端技術に関心を持ち、積極的に学ぶ姿勢が大切」、「仕事を進んで覚えて積極的に取り組む」といった意見を伝える機会となった。</p> <p>上記の他にも、生徒・学生に求める意見や卒業生の動向の情報も得ることができるなど、全体的によい情報交換の場となっている。</p> <p>また、説明会に参加した生徒・学生からは、「若い船員に求める事」、「在学中に特に必要な勉強」、「船員確保や定着率向上のために、どのような活動をしているか」等を知ることができたという感想があり、就職、勉学、資格取得への興味・意欲を高める機会となった。</p>	<p>海運業界のニーズを的確に把握するために、海運業界との意見交換会を 47 回実施し、海運業界の概況、若手船員の確保等の現状及び船員に求める気質・人物像などについて理解を深め、教育に反映させている。</p> <p>また、生徒・学生への説明会を 32 回実施し、生徒・学生は海運業界の説明に対して、活発に質疑応答することで、船員の仕事内容への理解を深め、就職及び勉学への意欲等を高めるきっかけとなっており、就職率、合格率の目標達成にも関係する重要な取組になっている。</p> <p>達成度は、105.3%であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 11 回についてやむなく中止した。</p> <p>こうしたことを踏まえ年間の計画数を、影響を受けた 2 か月を除いて 10 ヶ月に換算すると、計画数は 62.5 回、達成度は 126% となり、計画を上回る実績をあげていると見込めることから、自己評価を A 評定とする。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>海運業界のニーズを把握し、船員教育の質の向上を図るため、海運業界団体や各地の船員対策連絡協議会との意見交換会を 47 回実施している。意見交換会では海運業界の概況、若手船員の確保等の現状及び船員に求める気質・人物像などについて意見交換をするとともに理解を深め、その結果を教育に反映させる取り組みを実施している。また地方運輸局、海運業界等による学生への説明会等が 32 回実施し、就職指導面にも活用されている。海運業界からは、「報連相（報告・連絡・相談）の重要性」、「忍耐力・挨拶・礼儀等をしっかりと」、「最先端技術に関心を持ち、積極的に学ぶ姿勢が大切」、「仕事を進んで覚えて積極的に取り組む」といった意見を生徒、学生へ伝える機会であるとともに、生徒、学生にとっては卒業生の動向情報を得ることができるなど、全体的によい情報交換の場となっている。また、説明会に参加した生徒、学生からは、「若い船員に求める事」、「在学中に特に必要な勉強」、「船員確保や定着率向上のために、どのような活動をしているか」等を知ることができたという感想があり、就職、勉学、資格取得への興味・意欲を高める良い機会となっている。</p> <p>年度末においては新型コロナウイルスの影響を受け、計画していた説明会を中止せざるを得なくなったが、それまでの実績と影響を考慮した計画値等を総合的に判断し、自己評価書の「A」との評価結果が妥当である。</p>		

				会等】			＜その他外部有識者からの意見＞ 「A」との評価に異存はないとの意見をj得ている。	
②他の教育機関から受託する航海訓練の実施  学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効率的・効率的に航海訓練を実施する。  また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。	イ 他の教育機関から受託する航海訓練  a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、期間中5回程j度の連絡会議を開催する。  b) 航海訓練の充実  i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。また、視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。  ii) 社船実習制度に関して、訓練内容の充実・強化を図るため、船社と連携し社船と練習船の役割分担に	イ 他の教育機関から受託する航海訓練  a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。  b) 航海訓練の充実  i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開し、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるとともに、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行う。これらの取組について、視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。  ii) 航海訓練の実施に当たっては、平成30年度に発生した練習船「日本丸」の事故に	＜主な定量的指標＞ ・航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。  ・船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。  ＜評価の視点＞ ・船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行ったか。  ・社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図ったか。  ・海技資格に必要な登録免許講習について、大学及び高等専門学校と講習の分担に基づき、実施したか。	＜主要な業務実績＞ イ 他の教育機関から受託する航海訓練  a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  航海訓練の中立性・公平性を図るため、大学及び高等専門学校との連絡会議を1回開催し、船員教育機関等との意見交換を踏まえ、次年度の練習船配乗計画を策定した。当該計画については、海運業界に精通した外部有識者に確認し、中立性・公平性を担保した。  b) 航海訓練の充実  i) 船社等を対象とした視察会参加者に対するアンケートで90.8%の肯定的な評価が得られ、訓練内容が業界ニーズとマッチしていることを確認した。  また、内航海運業界のニーズを踏まえ、民間船員養成機関の六級海技士（航海）養成課程を練習船で受け入れ、船員に必要な初期導入訓練等を3回実施した。  1回目 大成丸 R1. 5. 10～R1. 6. 10 実習生 24名  2回目 青雲丸 R1. 11. 5～R1. 12. 5 実習生 9名  3回目 銀河丸 R2. 1. 5～R2. 2. 5 実習生 23名  ii) 「日本丸事故再発防止対策検討委員会」からの提言を踏まえ、事故の再発防止に適切に取り組むため、「帆走訓練のあり方およびその再開に向けた検討調査部会」を16回、「帆走訓練再開連絡協議会」を7回、「帆走	＜評定と根拠＞ 評定：B  航海訓練の中立性・公平性を担保するため、大学及び高等専門学校と航海訓練に関する意見交換を実施している。  外航船社、内航船社等を対象とした練習船視察会を3回実施し、参加者に対するアンケートで90.8%の肯定的な評価が得られ、目標を達成している。  大学、高等専門学校以外の教育機関から受託する航海訓練として、内航海運業界のニーズを踏まえ、平成28年度に合意した民間船員養成機関の六級海技士（航海）養成課程の練習船実習を3回実施している。初期導入訓練では、基本的な訓練を行うことで、その後の社船実習の基礎作りを図っている。  航海訓練の実施に当たっては、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組んでおり、帆走訓練については、検証委員会による審議・承認を得て、訓練を再開させることができた。  社船実習制度に関して、社船実習協議会において、船社等との意見交換を行うことにより、今後の航海訓練カリキュラム改訂の参考情報として蓄積し、次期改訂に反映させる予定である。また、社船実習（内航四級）の教員に対する研修担当者のための講習を実施し、社船実習の有効化に努めている。  大学及び高等専門学校にかか	評定  B	＜評定に至った理由＞ 航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化するため、連絡会議を実施し、次年度の練習船配乗計画を策定している。また、当該計画については、海運業界に精通した外部有識者に確認し、中立性・公平性を担保している。外航船社、内航船社等を対象にした練習船視察会では、参加者に対するアンケート結果から訓練内容、手法の点検を行い、航海訓練の見直し、改善、充実を図っている。社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出している。また、社船実習拡大に向けた社船実習（内航四級）の教員に対する研修担当者のための講習を開催している。海技資格に必要な登録免許講習については、大学及び高等専門学校と協議した講習分担に基づき、練習船においてこの講習を実施している。  これらのことから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	<p>ついて必要な見直しを行う。</p> <p>iii) 海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法令の改正動向に合わせ、平成29年度中に大学・高専と練習船の分担内容を確定し、カリキュラムの見直し及び講習プログラムを策定する。また、期間中に講習内容の定着を図る。</p>	<p>発防止対策検討委員会」からの提言を踏まえ、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組む。</p> <p>iii) 社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、航海訓練に関する情報の共有を図る。その内容から、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図る。</p> <p>iv) 海技資格に必要な登録免許講習の練習船での実施について、大学及び高専と協議した分担に基づき、講習を実施する。</p>		<p>訓練安全対策検証委員会」を2回それぞれ実施した。(再掲)</p> <p>これら検証・検討を経て、帆走訓練の再開に向けた再発防止対策を講じ、且つ、そのための諸準備を整えた。これら対策・準備状況に対して、検証委員会による審議・承認を得たことから、帆走訓練は、令和2年1月練習帆船海王丸に乗船する実習生の登しよう訓練から再開した。</p> <p>iii) 外航、内航三級、内航四級のそれぞれの社船実習協議会に参加し、国土交通省、船員教育機関及び社船実習実施船社等の意見交換及び情報の共有を図った。協議会等を通じて船社からの要望はなく、今年度のカリキュラム改訂は行わない。次年度においても要望があればこれを改訂作業に反映させる。</p> <p>また、社船実習(内航四級)の教員に対する研修担当者のための講習を1回開催した。</p> <p>iv) 海技資格に必要な登録免許講習について、大学及び高専と協議した分担に基づき、練習船において講習を実施した。</p> <p>【添付資料5 練習船視察会アンケート結果】</p>	<p>る登録免許講習について、改定したカリキュラムに基づいて、練習船において講習を実施している。</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。</p>	
<p>(2) 船員に対する教育</p> <p>海技士の免許を取得するために必要な講習以外の講習等については、海運業界のニーズを踏まえた検討を行い、年度毎に見直す。また、技術革新に伴い、国際条</p>	<p>②船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <p>講習等(海技士の免許を取得するために必要な講習を除く)の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで80%以上</p>	<p>② 船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <p>講習等(海技士の免許を取得するために必要な講習を除く)の実務教育については、講習受講者に対するアンケートで80%以</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>②船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <p>実務教育について、講習受講者に対するアンケートで366件の回答から99.0%の肯定的な評価を得られ、教育内容が業界ニーズとマッチしていることを確認した。</p> <p>イ 新たな講習の設置</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>実務教育について、講習受講者に対してアンケートを実施、99.0%の肯定的な評価を受け、講習内容についても高い満足度を得ている。これまでのアンケートを受けて講習内容の細かな改善を行い、着実に実施した成果であると考えられる。今後も引き続き、</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>実務教育(BRM講習、GMDSS講習、アーク溶接、機器開放実習等)を受講生に対して実施後、回収したアンケート366件の集計結果から、99.0%(達成度123.8%)の肯定的な評価を得ている。また、講習内容についても高い満足度を得ている。これまでのアンケート結果を受けて講習内容を見直し、改善を繰り返したことによる成果であると考えられる。引き続き、受講者のニーズを取り入れ、改善を継続している。</p>

<p>約により求められる新たな技能の習得のための講習課程を期間中に設置する。</p> <p>水先人の養成については、関係者と連携し安定確保に努めるとともに、その教育の実施に際しては、これまでの受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、内容の充実を図る。</p>	<p>の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、年度毎に講習内容の見直しを行う。</p> <p>イ 新たな講習の設置</p> <p>技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策を踏まえ、期間中に以下の講習課程設置に取り組む。</p> <p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>水先人の安定確保に資するため、関係者</p>	<p>上の肯定的な評価を得るとともに、受講者からの意見等を講習に反映させる。また、海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行う。</p> <p>イ 新たな講習の設置</p> <p>技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、以下の講習課程を実施するとともに、その教育内容について検証を行う。</p> <p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>関係機関との連携を強化し、水先人教育</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務教育について海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行ったか。</li> <li>・以下の講習課程の開講に向けた準備を行ったか。</li> <li>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</li> <li>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</li> </ul> <p>・水先人教育について受講者の能力検証・</p>	<p>LNG 燃料船に係る講習については、「IGF コードの適用を受ける船舶向け基本訓練」を2回、「IGF コードの適用を受ける船舶向け上級訓練」を2回実施した。</p> <p>前年度に国土交通省海事局から認定を受けた「低引火点燃料補給作業訓練」を1回実施した。</p> <p>また、IGF コード適用を受ける船舶向けの「バンカリング訓練」を平成30年度より姫路安全スクール株式会社が主体で実施しているが、海技大学校主体で実施することを検討するため、関係機関との調整、LNG タグボートのバンカリング及び本船の見学を行った。</p> <p>極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（基本訓練）を2回実施した。</p> <p>また、極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（上級訓練）の開講に向けて、実施要領、講義資料及び講義内容等について関係者と意見交換を行った。更に関係団体に対してニーズ調査を行ったところ、数社から受講の可能性があると意向を確認した。</p> <p>STCW 条約第VI章基本訓練に係る更新講習では、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生存技術更新講習及び防火と消火更新講習について、関東地区で14回、関西地区で8回、九州地区で1回開催した。2月28日以降関東地区で予定していた2回の講習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。</li> <li>・基本訓練のインストラクターを養成する講習を開講するため種々準備を進め、令和2年度より「STCW 第VI章基本訓練インストラクター講習（仮称）」を開講することとした。</li> </ul> <p>ウ 水先人教育</p> <p>水先人教育を的確に実施するため関係機関との連絡会等を開催し連携強化に努めた。</p>	<p>改善に努めていく。</p> <p>LNG 燃料船及び極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習の基本訓練を実施するとともに、「IGF コードの適用を受ける船舶向け上級訓練」の講習を実施した。また、船員法等に適合した「低引火点燃料補給作業訓練」を開講している。IGF コードの適用を受ける船舶向け訓練に係わる「バンカリング訓練」について、海技大学校が主体として実施することを検討している。</p> <p>新規訓練としてSTCW 第VI章基本訓練インストラクター講習（仮称）の開講の準備を整えた。</p> <p>水先人教育について、共通教育では2班体制で操船シミュレータ訓練を開始するが、途中、習熟度により班を再編成することで訓練強化に努めている。また、操船シミュレータ実習に使用するシナリオをより実情に合ったものに改善するなどの取組を行っている。</p> <p>達成度は123.8%と計画を上回る実績を上げていることから、自己評価をA 評定とする。</p>	<p>新たな講習においては、「IGF コードの適用を受ける船舶向け基本訓練」を2回、「IGF コードの適用を受ける船舶向け上級訓練」を2回、「低引火点燃料補給作業訓練」を1回実施している。IGF コードの適用を受ける船舶向けのバンカリング訓練については平成30年度から姫路安全スクール株式会社が主体で実施しているが、今後海技大学校主体で実施することを検討している。また、「極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（基本訓練）」を2回実施している。今後「極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（上級訓練）」の開講に向け、実施要領、講義資料及び講義内容等について関係者と意見交換を行い、関係団体に対してニーズ調査を行ったところ、数社から受講の可能性があると意向を確認している。</p> <p>水先人教育について、2班体制で操船シミュレータ訓練を実施しているが、習熟度により班を再編成することで訓練強化に努めている。また、操船シミュレータ実習に使用するシナリオをより実情に合ったものに改善するなどの取組を行っている。関連団体からの要望や国際条約に対応した講習の設置に向け積極的に取り組んでいることから、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>
--	--	--	---	---	---	---

	<p>との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績、成果から受講者の能力検証・分析を行い、より良い水先教育に反映させるために、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を毎年度改善し、その質の向上を図る。</p>	<p>を的確に実施するとともに、受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善し、水先教育の質の向上を図る。</p>	<p>分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善したか。</p>	<p>各養成課程について、共通教育修了時の修了判定、個別教育及び課程修了時の修了判定並びに修了試験による判定を、水先教育センター運営会議に諮るなど、能力検証・分析を行った。</p> <p>また、改善の要望を検討し、複数の操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等の改善に取り組んだ。</p> <p>【添付資料6 講習受講者アンケート結果（実務教育）】</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - (2)	研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	外部機関からの受託研究及び共同研究の実施について、期間中 67 件程度という目標は、研究委託者の開拓及び委託者との交渉成立により実施できるものであり、あらかじめその件数を計画することが困難であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
研究 (計画値)	期間中 165 件程度	期間中 80 件程度	33 件程度	33 件程度	33 件程度	33 件程度			予算額 (千円)	336,531	326,302	310,454	303,471	
研究 (実績値)			34 件	30 件	34 件	41 件			決算額 (千円)	313,576	313,698	313,991	356,958	
達成度			103.0%	90.9%	103.0%	124.2%			経常費用 (千円)	313,576	313,698	313,991	364,890	
共同研究 (計画値)	期間中 60 件程度	—	12 件程度	12 件程度	12 件程度	12 件程度			経常利益 (千円)	209	△1,735	1,384	7,863	
共同研究 (実績値)			12 件	8 件	7 件	14 件			行政サービス実施コスト (千円)	146,339	273,726	304,453	464,516	
達成度			100.0%	66.7%	58.3%	116.7%			従事人員数	596	595	591	581	
受託研究 (計画値)	期間中 7 件程度	—	1 件程度	1 件程度	1 件程度	1 件程度								
受託研究 (実績値)			2 件	2 件	2 件	4 件								
達成度			200.0%	200.0%	200.0%	400.0%								
定期刊行物 (計画値)	期間中 10 件程度	—	2 件程度	2 件程度	2 件程度	2 件程度								
定期刊行物 (実績値)			2 件	4 件	3 件	3 件								
達成度			100.0%	200.0%	150.0%	150.0%								
査読付き論文発表 (計画値)	期間中 50 件程度	—	10 件程度	10 件程度	10 件程度	10 件程度								
査読付き論文発表 (実績値)			10 件	4 件	10 件	9 件								

達成度			100.0%	40.0%	100.0%	90.0%								
学会発表等 (計画値)	期間中 60件程度	年間 11件程度	12件程度	12件程度	12件程度	12件程度								
学会発表等 (実績値)			34件	17件	17件	17件								
達成度			283.3%	141.7%	141.7%	141.7%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。 研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。	「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。 研究の実施に当たっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。	「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。 研究の実施にあたっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。			研究の実施の評価：A  【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×3項目) ÷ 3項目 = 4  したがって、算術平均に最も近い評価は「A」評価である。  ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価  A  【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×3項目) ÷ 3項目 = 4  したがって、算術平均に最も近い評価は「A」評価である。  ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。		

<p>(1) 研究活動の活性化</p> <p>研究体制の構築を図り、重点研究課題の策定及び研究評価体制を確立すること等により、海技教育及び船舶運航に関する研究を実施する。</p>	<p>①研究活動の活性化</p> <p>研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、期間中に次の取組を実施する。</p> <p>ア 施設及び人員を横断的に活用できる研究体制を平成 29 年度までに構築する。</p> <p>イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を新たに確立し、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を期間中に延べ 165 件程度実施する。</p>	<p>① 研究活動の活性化</p> <p>研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>ア 施設及び人員を横断的に活用できる研究体制の定着を図るとともにその有効性を検証する。</p> <p>イ 研究計画に基づき、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を 33 件程度実施し、その成果を教育に反映する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画に基づき、33 件程度の研究を行う。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び人員を横断的に活用できる研究体制を構築したか。</li> <li>・国際条約の改正等に対応した研究、海技大学の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした研究を実施したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 研究活動の活性化</p> <p>ア 本年度は、研究管理委員会を 7 回開催し、引き続き、研究管理委員会及び研究に関する部会（航海訓練部及び海技大学校）を通じ、研究体制と連携を強化し、情報交換を行いながら、研究の継続、そして新規研究の立ち上げを行った。</p> <p>イ 社会ニーズの把握に努め、それを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を 41 件（新規 23 件、継続 18 件）実施した。「国際条約等により規定される新たな教育訓練にかかる研究」は、海技大学の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かし、その成果を教育に反映することをテーマとして取り組んでおり、STCW 基本訓練においては海技大学校が主体となって取り組み、その成果を活かし訓練を実施している。</p> <p>また、「極海航路に係る上級訓練」の立ち上げに向け、講義内容についての意見交換の実施、各船社・団体について受講ニーズの調査、海事局船員政策課との協議を行う等準備を進めている。</p> <p>このほか、研究成果の教育への反映状況として、以下の事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「練習帆船における訓練の方法に関する調査研究」により、当機構の練習帆船に求められる安全対策について、理論上の安全性及び試行に基づく具体的実施方法を取りまとめ、本研究を基礎として登檣訓練が再構築された。</li> <li>・「練習船における操船シミュレータ訓練に関する研究」の成果に基づいた訓練プログラムを実際の操船シミュレータ訓練で実施することで、航海当直中に習得する要素技術のうち、操縦、法規遵守を集中的に訓練でき、その効果が認められた。</li> <li>・「ヒューマンエラー発生メカニズムの理解</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>前年度に引き続き、研究管理委員会及び研究に関する部会を通じ、研究体制の再構築を図っている。独自研究は、41 件実施し、達成度は 124.2% と計画を上回る実績を上げていることから、自己評価を A 評定とする。</p> <p>研究項目については、海技大学校と練習船が共同で行う組織的な研究(プロジェクト研究)を始め、次世代の船舶運航や船舶機関技術、船内コミュニケーションや実習生の安全・安心の向上につなげる取組など、多岐にわたる新たな研究テーマに取り組み、その研究成果を教育に反映している。</p>	<p>評定</p> <p>A</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>研究活動の活性化を図るため、研究管理委員会を 7 回開催し、研究体制との連携を強化している。また、施設及び人員を横断的に活用できるように海技大学校の施設及び練習船の航海訓練との連携を活かし、国際条約の改正等に対応した研究を実施している。「国際条約等により規定される新たな教育訓練にかかる研究」では、得られた研究成果を STCW 基本訓練に活かしており、この成果に基づいて、海技大学校で講習が実施されている。さらに、各船社・団体と情報交換を行いながら、社会ニーズの把握に努め、それを反映した新規研究の立ち上げ、検討を行っている。</p> <p>研究項目については、次世代の船舶運航や船舶機関技術、船内コミュニケーションや実習生の安全・安心向上につなげる取組など目標値を上回る 41 件（達成度 124.2%）を実施している。また、これらで得られた研究成果を実習訓練、教育、講習に反映させ、研究活動を活性化させている。これらを判断し、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>
---	--	---	---	--	---	--------------------	--

				<p>促進に関する研究」では、JR 東日本が開発した「他山の石」置換え支援ツールを基に海技教育機構練習船で活用可能な改訂版を作成し、それをを用いた事象の誘発要因分析及び対策策定を実践し、ヒューマンエラー防止に寄与している。</p> <p>【添付資料 7 研究項目一覧】</p>						
<p>(2) 共同研究・受託研究の実施</p> <p>統合により、海技大学校の施設及び練習船の双方を活用した研究が可能となることから、共同研究及び受託研究の拡大を図る。</p>	<p>②共同研究・受託研究の実施</p> <p>海技大学校の施設及び練習船を有効に活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、共同研究・受託研究範囲の拡大を図り、期間中に延べ67件程度（受託研究7件、共同研究60件）実施する。</p>	<p>②共同研究・受託研究の実施</p> <p>海技大学校の施設及び練習船を有効活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等との連携により、共同研究・受託研究範囲の拡大に努め、13件程度（受託研究1件、共同研究12件）実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>共同研究及び受託研究の拡大に努め、13件程度（共同研究12件、受託研究1件）実施する。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 共同研究・受託研究の実施</p> <p>前年度の共同研究が目標に達しなかったことを鑑み、研究管理委員会を7回、研究管理委員会及び研究に関する部会（航海訓練部及び海技大学校）を7回開催し、研究体制と連携を強化し、情報交換を行いながら、研究の継続、そして新規研究の立ち上げを行った。</p> <p>その成果として、共同研究14件（新規9件、継続5件）、受託研究4件（新規3件）を実施した。</p> <p>国立大学法人東京海洋大学と「海洋科学技術分野における包括的連携推進のための基本協定」を締結した。この協定により、人材交流及び共同研究に関する連携が強化され、さらなる海技教育の発展が期待される。</p> <p>JAMSTEC との協力協定に基づく全地球海洋観測プロジェクトにおいて、海王丸が遠洋航海中にアルゴフロート（水深2,000mから海面までを浮き沈みしながら水温・塩分濃度等を測定し、衛星通信でデータを陸上研究施設に送信する自動観測装置）を指定海域に投入した。</p> <p>【添付資料 7 研究項目一覧】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>共同研究については、14件と目標を達成している。特に新規研究は9件に及び、研究管理委員会が中心となり、研究者そして何よりも担当部局の精力的な努力が功を奏した。</p> <p>受託研究については、4件と達成度は400.0%で目標を上回る成果を得ていることから、自己評価をA評定とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特に、共同研究については船員教育機関等との連携により、研究範囲の拡大を図り、中期計画で定めた目標件数を目指す。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>研究管理委員会が中心となり、担当部局の精力的な努力が功を奏し、共同研究14件（新規9件、継続5件）、受託研究4件（新規3件）を実施している。共同研究については、14件と目標を達成しており、特に新規研究9件の実施は新しい研究体制を構築した結果が表れている。また、国立大学法人東京海洋大学と「海洋科学技術分野における包括的連携推進のための基本協定」を締結したことで、人材交流及び共同研究に関する連携が強化され、さらなる海技教育の発展が期待される。</p> <p>JAMSTEC との協力協定に基づく全地球海洋観測プロジェクトでは、海王丸が遠洋航海中にアルゴフロート（水深2,000mから海面までを浮き沈みしながら水温・塩分濃度等を測定し、衛星通信でデータを陸上研究施設に送信する自動観測装置）を指定海域に投入するなど、練習船を有効活用することで他の研究機関と研究活動の連携拡大に努めている。</p> <p>これら共同研究、受託研究ともに目標値を上回っている。また、受託研究については新たに3件開始し、目標値の4倍に達している等、大きな改善と努力の結果がみられる。したがって、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p> </td> </tr> </table>	評定	A	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>研究管理委員会が中心となり、担当部局の精力的な努力が功を奏し、共同研究14件（新規9件、継続5件）、受託研究4件（新規3件）を実施している。共同研究については、14件と目標を達成しており、特に新規研究9件の実施は新しい研究体制を構築した結果が表れている。また、国立大学法人東京海洋大学と「海洋科学技術分野における包括的連携推進のための基本協定」を締結したことで、人材交流及び共同研究に関する連携が強化され、さらなる海技教育の発展が期待される。</p> <p>JAMSTEC との協力協定に基づく全地球海洋観測プロジェクトでは、海王丸が遠洋航海中にアルゴフロート（水深2,000mから海面までを浮き沈みしながら水温・塩分濃度等を測定し、衛星通信でデータを陸上研究施設に送信する自動観測装置）を指定海域に投入するなど、練習船を有効活用することで他の研究機関と研究活動の連携拡大に努めている。</p> <p>これら共同研究、受託研究ともに目標値を上回っている。また、受託研究については新たに3件開始し、目標値の4倍に達している等、大きな改善と努力の結果がみられる。したがって、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>	
評定	A									
<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>研究管理委員会が中心となり、担当部局の精力的な努力が功を奏し、共同研究14件（新規9件、継続5件）、受託研究4件（新規3件）を実施している。共同研究については、14件と目標を達成しており、特に新規研究9件の実施は新しい研究体制を構築した結果が表れている。また、国立大学法人東京海洋大学と「海洋科学技術分野における包括的連携推進のための基本協定」を締結したことで、人材交流及び共同研究に関する連携が強化され、さらなる海技教育の発展が期待される。</p> <p>JAMSTEC との協力協定に基づく全地球海洋観測プロジェクトでは、海王丸が遠洋航海中にアルゴフロート（水深2,000mから海面までを浮き沈みしながら水温・塩分濃度等を測定し、衛星通信でデータを陸上研究施設に送信する自動観測装置）を指定海域に投入するなど、練習船を有効活用することで他の研究機関と研究活動の連携拡大に努めている。</p> <p>これら共同研究、受託研究ともに目標値を上回っている。また、受託研究については新たに3件開始し、目標値の4倍に達している等、大きな改善と努力の結果がみられる。したがって、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>										
<p>(3) 研究成果の普</p>	<p>③研究成果の普及・活</p>	<p>③研究成果の普及・活</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table>	評定	A			
評定	A									

<p>及・活用</p> <p>研究成果を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表し、その普及を図るとともに、その結果を教育に反映する。</p>	<p>用</p> <p>ア 研究成果の普及・活用を推進するため、期間中 10 件程度の刊行物を公開するほか、機構のホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映する。</p> <p>イ 学術誌への論文投稿及び国際学会、学術講演会等での研究発表を行うことにより、研究成果を国内外に公表する。</p> <p>研究発表件数は、期間中 50 件程度の査読付き学術論文発表、60 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p>用</p> <p>ア 研究成果の普及・活用を推進するため、2 件程度、研究の成果を刊行物に公開するほか、ホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映させる。</p> <p>イ 研究成果を国内外に公表するため、10 件程度、査読付き学術論文を発表するとともに、12 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期刊行物を 2 件程度発行する。</li> <li>・査読付き学術論文発表 10 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を 12 件程度行う。</li> </ul>	<p>③ 研究成果の普及・活用</p> <p>ア 研究成果について 3 件の定期刊行物（海技教育機構論文集）を発行した。</p> <p>上記以外の取組として、海技教育機構研究発表会を 1 回開催した。発表会では、海技大学校と本部を Web 回線で接続し、初の同時開催を行った。</p> <p>イ 9 件の査読付き学術論文発表、4 件の国際学会発表及び 13 件の国内学会発表を実施した。（合計 17 件実施）</p> <p>ウ 研究成果の教育への反映事例としては、次のような事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海事英語教育に関する研究において、英国船舶事故調査局が作成している事故報告書（MAIB 報告書）の有効性を検証し、研究成果として新人及び実務教育において活用している。</li> <li>・「操船シミュレータ訓練等における調査研究」において、BRM 訓練のデブリーフィング記録の定量解析を行った。研究成果として、BRM 訓練における船員のコミュニケーションスキル向上のためのインストラクターの役割がより明確になった。</li> <li>・「船舶遠隔健康管理システムの実証研究」により船舶遠隔健康管理システムの構築を行い、陸上の医療従事者、対象者家族への迅速な情報提供を可能にするとともに、無線医療センターから医療助言を求める場合に備えて、直近の健康データを適時に活用することを可能とした。</li> </ul> <p>【添付資料 8 研究成果発表一覧】</p>	<p>評定：A</p> <p>研究成果としては、海技教育機構論文集 3 件を発行し、達成度は 150.0% で目標を上回る成果を得ている。</p> <p>査読付き学術論文発表は 9 件と年度計画をわずかに下回った。一方で国際学会発表及び学術講演会発表は 17 件と、達成度は 141.7% で目標を上回る成果を得ている。</p> <p>これらを総合的に判断して、自己評価を A 評定とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>査読付き学術論文発表については、中期目標期間中の達成目標を踏まえ、引き続き申請数の増加に努める。</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>定期刊行物に関して達成度が 150%、学会発表に関しては 141.7% と目標値を大きく上回っている。査読付き論文に関してはあと 1 件、目標値に達しなかったものの、成果の発表、活用実績全体としては、達成度が 120% に達している。また、成果物として一部の論文はホームページで閲覧可能となっているが、独自研究など定期刊行物での公表に留まっているものもあり、さらなる公表と普及の拡充を進めている。</p> <p>研究成果の質について、独自研究や定期刊行物に掲載されている成果物は機構内部の査読委員による査読を経て承認されたものである。また、国内外の学会発表についても査読を経て承認された研究成果である。また、研究成果は教育等へ反映されており、海事英語教育や操船シミュレータ訓練、BRM 訓練で活用され、船員教育の質の向上を図っている。これらのことから、研究論文、発表の件数のみならず、成果を教育、訓練の場面にフィードバックしていることから、研究成果の普及・活用の推進をしていることから、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>研究論文や発表等の件数が主な定量的指標とされているが、研究成果の質についてはいかがか。質が確保されているのであればこの評価に異存はないとの意見を得ている。</p>
--	--	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）</p> <p>予算額と決算額の差額の乖離は、人件費支出増によるものである。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (3)	成果の普及・活用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
研修生受入 (計画値)	期間中 1,025名程度	—	205名程度	205名程度	205名程度	205名程度			予算額 (千円)	206,286	203,244	192,167	207,871	
研修生受入 (実績値)			259名	272名	197名	213名			決算額 (千円)	191,744	200,472	201,461	205,758	
達成度			126.3%	132.7%	96.1%	103.9%			経常費用 (千円)	191,744	200,472	194,119	209,048	
職員派遣 (計画値)	期間中 475名程度	—	95名程度	95名程度	95名程度	95名程度			経常利益 (千円)	128	△1,108	856	4,505	
職員派遣 (実績値)			101名	98名	140名	122名			行政サービス実施コスト (千円)	168,038	160,936	146,501	408,264	
達成度			106.3%	103.2%	147.4%	128.4%			従事人員数	596	595	591	581	
イベント実施 (計画値)	期間中 150回以上	—	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上								
イベント実施 (実績値)			31回	35回	33回	31回								
達成度			103.3%	116.7%	110.0%	103.3%								
卒業者割合 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上								
卒業者割合 (実績値)			96.1%	96.3%	94.3%	96.1%								
達成度			106.8%	107.0%	104.8%	106.8%								
海事広報活動 (計画値)	期間中 350回程度	年間 70回程度	70回程度	70回程度	70回程度	70回程度								
海事広報活動 (実績値)			100回	102回	75回	87回								
達成度			142.9%	145.7%	107.1%	124.3%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。			<p>成果の普及・活用促進の評価：B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2項目)÷(3項目)=3.3</p> <p>したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2項目)÷(3項目)=3.3</p> <p>したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	
(1) 技術移転の推進  職員の海技教育に関する知識の活用を図るために、国内外を問わない研修員の受入れ及び各種機関・委員会への専門家の派遣等を推進する。	①技術移転の推進  ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から期間中に合計1,025名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。  イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として期間中に延べ475名程度の職員を派遣する。また、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家	①技術移転の推進  ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から205名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施することにより、海技教育に関する知見の活用を促進を図る。  イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として95名程度の職員を派遣するとともに、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家	<主な定量的指標> ・海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から205名程度の研修生を受け入れる。  ・関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として95名程度の職員を派遣する。	<主要な業務実績> ① 技術移転の推進  ア 海事関連行政機関、国内外の教育機関及び研究機関等から213名の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施し、海技教育に関する知見の活用促進を図った。  イ 日本航海学会、日本マリンエンジニアリング学会、日本船舶品質管理協会、日本船長協会等の関係委員会、海事関連行政機関及び民間団体からの要請に応じ延べ114名の職員を、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ8名の職員を専門分野の委員として派遣し、海技教育の知見を活用し、他国との連携を深めるとともに、自動運航船に関する世界	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 海事関連行政機関や国内外の教育機関、研究機関等から受け入れた研修生は目標を上回る213名であった。地方自治体、関係学会、海事関係団体等の要請に応じ、専門分野の委員会等に延べ114名、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ8名の職員を派遣することで、機構として海技教育の知見の活用と連携の促進を図っている。 船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ25名の職員を専門分野の委員として派遣し、海技教育の知見の活用と他国との連携を図っている。合計140名を派遣し目標の95名を大きく上回った(達成度147.4%)。また、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練の施策立案の取組、海技教育の知見の活用促進を図っている。よって、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

	を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。  ウ 海技教育の知見を活用し、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る施策の立案に取り組む。	し、知見の活用と他国との連携を図る。  ウ 国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策の立案に取り組み、海技教育の知見の活用の促進を図る。		の動向についての情報収集、STCW コードB-I/2 見直し、及び STCW-F 条約の包括的改正にかかる審議に貢献した。  ウ 国際会議等に延べ8名の職員を専門分野の委員として派遣し(再掲)、上記のような国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策立案の取組、海技教育の知見の活用促進を図った。 特に、国際海事機関(IMO)で開催された第101回海上安全委員会(MSC101)において1名が出席し、自動運航船実証試験のガイドライン、STCW 条約ホワイトリスト見直し、乗船実習の質の確保及び機会拡大検討開始に関する審議に貢献した。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で4件の派遣中止および延期があった。  【添付資料9 研修生の受入及び専門分野への委員派遣の実績】		
(2) 人材確保の推進  船員志向性の高い人材確保に向け、入学者募集のための広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築する。また、外部機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。	②広報活動 ア 人材確保  船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し募集活動に反映させる。また、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを期間中に150回以上実施することにより、船員を目指す人材を多方面から確保するとともに、本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合について90%以上と	② 広報活動 ア 人材確保  船員志向性の高い人材の確保に向け、統合メリットを活かした募集広報活動を実施する。外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを30回以上実施し、船員を目指す人材を多方面から確保する。 また、入学者への支援を充実させ、本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合を90%以上とする。	<主な定量的指標> ・外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを30回以上実施する。  ・本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合を90%以上とする。  <評価の視点> 新たな入学者募集の体制・仕組みについて、直ちに構築し、効果的な募集活動を行ったか。	<主要な業務実績> ② 広報活動 ア 人材確保 船員志向性の高い人材の確保に向け、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベント等を31回実施した。 国からの要請を受け、JMETS ミドル世代チャレンジとして、国立海上技術短期大学校、海技大学校への、30代~40代の入学生の募集を推進した。 また、受験者確保のため、本高校では中学校1,488校、専修科校では高校1,150校に対して学校のPR訪問を実施した。 本科及び専修科の生徒・学生に対し、個別面談による学習面・就職面のサポートとともに、成績不良者に対する個別指導、各学校での月1~2回程度のカウンセラーによるカウンセリング、練習船への訪船による心のケア、就職指導・生活指導等の実施	<評定と根拠> 評定：B  計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。	評定 B  <評定に至った理由> 船員志向の高い人材確保に向け、学校施設を活用したオープンキャンパスや練習船見学会を開催している。また、海上技術学校等への受験者確保のため、中学、高校、2638校へ訪問し、PR活動を実施している。これらの結果、少子化傾向ではあるものの受験者数を維持している。また、ミドル世代チャレンジとして、30~40代の入学生募集を推進し、新たな世代向けの人材確保にも努めている。 在学中の生徒、学生に対しては、細やかな指導を実施することで、卒業生の入学者に対する割合(成業率)を96.1%と維持していることは評価に値する。よって、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <その他外部評価者の意見> 主な定量的指標がイベントの実施回数となっているが、これが人材確保に結びついた



		する。			により、卒業者の入学者に対する割合（成業率）を96.1%とした。		か、引率者等からアンケート結果を得るなどして効果を評価する必要がある。	
					【添付資料 10 人材確保に向けた広報活動】			
(3) 海事広報活動の促進	イ 海事広報活動等の促進	イ 海事広報活動の促進		<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>a) 国や地方自治体等が主催する海フェスタ等の海事関連イベントへの寄港要請に練習船を派遣し、一般公開等の行事を15回行った。一般公開等見学者は合計42,900名となった。</p> <p>国内では、「海と日本PROJECT」の一環として開催された姫路港開港60周年記念行事に、日本丸が参加、清水港開港120周年「海フェスタしずおか」及び四日市港開港120周年「四日市港まつり」に海王丸を参加させた。</p> <p>国外では、海王丸が遠洋航海の際にダーウィン港（オーストラリア）に寄港し、地元の子供を対象に船内見学会（見学者36名）を実施し、日豪親睦に貢献した。</p> <p>ダーウィンには1936年に旧海王丸が寄港して市民と交流しており、それを記念した記念碑が市庁舎に保存されている。83年ぶりに寄港した海王丸は大きな注目を浴び、ダーウィン市長をはじめ現地市民からも大歓迎を受けた。</p> <p>外部機関とも連携して、練習船では、小中学生や海洋少年団等を対象としたシップスクール等を38回実施した。</p> <p>学校と練習船が連携した取り組みとして、館山校に保管されていた6mカッター（オールで漕ぐ大型のボート、端艇）を青雲丸で宮古校に移送し、海事思想の普及を目的とした活動に協力するため宮古市に譲渡、宮古市より感謝状が贈呈された。</p> <p>学校では、地域住民を対象に、海や船に親しむ活動や海事に関する公開講座を34回行った。その結果、計87回の実施した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策により、寄港要請1件、シップスクール1件（名古屋港）が中止となった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：A</p> <p>日本丸事故を受けて一部自粛していた海事広報活動を再開したことにより、海フェスタや海と日本PROJECT等の海事関連イベントへの参加を15回、外部機関との連携により、練習船ではシップスクールの開催等を38回、学校においては地域住民を対象とした海や船に親しむ活動や公開講座等を34回開催、あわせて87回の実施した。達成度は124.3%と計画を上回る実績を上げていることから、自己評価をA評価としている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>国や地方自治体等が主催する「海と日本PROJECT」や「海フェスタしずおか」等の海事関連イベントへ練習船を派遣し、一般公開等の行事を年間15回（見学者合計42,900名）、練習船では、地方運輸局、海事関係団体、学校等の外部機関と連携し、小・中学生を主な対象とした海や船に親しむ体験型シップスクールの開催を年間38回、学校では、地域住民を対象に海や船に親しむ活動や海事に関する公開講座を年間34回、海事広報活動全体では、87回（達成度124.3%）実施している。前年度よりも多くの一般の方々に見学してもらうことで、海、船についての理解を深めていただいている。あわせて、フェイスブック・ツイッターといったSNS、ホームページ、メディアを利用した情報発信を通じて海事普及活動を推進していることは評価に値することから、「A」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>	評価	A
評価	A							

				<p>b) 機構のホームページや SNS を利用して海外への情報発信を行った。</p> <p>上記に加え、各種メディアを利用した情報発信として、ホームページでは 84 件のニュースを配信した。また、55 件のプレスリリースを実施し、業界紙等に 80 件以上の関連記事が掲載された。</p> <p>c) 台風 15 号被災地（千葉県木更津市）に練習船青雲丸（東京停泊中）を派遣し、休憩所開設、入浴設備、洗濯機及び電気機器の充電のためのコンセント提供等の支援活動を行い、3 日間で合計 76 名の被災者を受け入れた。</p> <p>台風 19 号被災地（岩手県宮古市）において、宮古校が入浴設備、洗濯機の提供等の支援活動を行ったが、3 日間で利用者はなかった。また、別の被災地（福島県いわき市）に練習船青雲丸（東京停泊中）を派遣し、入浴設備、洗濯機の提供等の支援活動を行い、3 日間で合計 102 名の被災者を受け入れた。その支援の様子は NHK 等でも報道された。</p> <p>【添付資料 11 海事広報活動の実績】</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (1)	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
本部の管理部門について、人事・給与システム及び会計システムの統合等により業務の効率化を図り、業務量の変化に見合った効率的な組織体制の確立に努める。	業務の効率的な運営を図る観点から、管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、統合メリットが発揮できるような組織体制の確立に努める。	効率的な業務運営体制の確立  各職員の担務の見直しを行うなど、本部業務の合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努める。 また、宮古校の給食業務のアウトソーシングを開始するとともに、その他の業務についてもアウトソーシングの活用を含め、効率的な運営について検討する。	<評価の視点> ・本部業務の効率化・合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努めたか。 ・アウトソーシングの活用を検討したか。	<主要な業務実績> ・本部業務について、業務の効率化を図るため導入した新財務会計システム及び人事給与システムの運用を令和元年度より開始している。 ・館山校の光熱費について既存の電力会社から供給されている電気を、より安価に供給してくれる会社と契約するために一般競争入札の手続きを行った。その結果、来年度は電気料の大幅な削減が見込まれる。 ・宮古校の給食業務について、令和元年度から外部委託を開始し、順調に運営されている。 ・館山校についても、生徒により質の高い給食を提供するために給食委託業者の公募を行い、その結果、現在の業者より質の高い給食を提供できる業者と契約した。	<評定と根拠> 評定：B  新財務会計システム機器の構築により、これまで別々であった会計システムと固定資産管理システムを統合し、さらに、新独法会計基準にも対応した新財務会計システムとすることで、事務作業が軽減されると共に、効率的な会計処理が行えるようになった。また、館山校の給食業務については、広く給食委託業者を募るため、公募を行った結果、現在の業者より質の高い給食を提供できる業者と契約した。 計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。	評定	B
						<評定に至った理由> 本部業務について、業務の効率化を図るため導入した新財務会計システム及び人事給与システムの運用を令和元年度より開始している。館山校の光熱費について、より安価に供給できるよう一般競争入札の手続きを行うことで来年度は電気料の大幅な削減が見込まれる。宮古校、館山校の給食業務について、外部委託を開始または契約し、アウトソーシングの活用を推進していることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (2)	業務運営の効率化に伴う経費削減		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（年度計画値）（千円）		158, 687	146, 730	142, 328	138, 060	135, 169		
一般管理費（実績値）（千円）			146, 730	142, 328	138, 060	135, 169		
達成度			100%	100%	100%	100%		
業務経費（年度計画値）（千円）		537, 503	532, 127	493, 776	488, 835	488, 412		
業務経費（実績値）（千円）			532, 127	493, 776	488, 835	488, 412		
達成度			100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。</p> <p>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期</p>	<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、</p>	<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%程度抑制する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費について、対前年度比3%程度抑制する。</li> <li>業務経費について、対前年度比1%程度抑制する。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>年度予算における一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）を対前年度比2.1%（2,891千円）程度抑制となっているが、年度途中で消費税増税があったことから、実質は対前年度比3%程度の抑制となった。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、対前年度比0.9%（429千円）程度の抑制となっているが、消費税増税分を加味すると、実質は対前年度比1%程度の抑制となった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

<p>目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。</p>	<p>中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (3)	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施したか。</li> <li>・随意契約については、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>「令和元年度調達等合理化計画」を策定の上で、ホームページ上に公開し、機構内外への周知を図る等の取組を着実に実施し、事業年度終了後、取組実績及び取組に対する自己評価を行った。</p> <p>また、平成30年度における調達等合理化計画の進捗状況においても自己評価を行い、国土交通大臣への報告も行った上で、ホームページ上で公開し、今後の業務への指針とした。</p> <p>競争性確保及びコスト削減の取組として、2件（墜落制止用器具の購入及び船内自動電話交換機の更新業務）の入札案件について各入札案件に係る事業の取扱事業者をインターネット等で幅広く情報収集し、新規事業者の開拓に務め、入札において新規事業者が参入した結果、従前より契約していた業者の契約金額と比べて約1,200万円のコスト削減となった。</p> <p>大型練習船5隻にかかる消耗品等の購入を本部集約し、納入場所を寄港地に設定する一括調達契約を行うことで、調達事務の効率化を図った。</p> <p>【添付資料 12 独立行政法人海技教育機構調</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。</p>	評価	B
						<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	つ合理的な調達を実施する。	つつ合理的な調達を実施する。		達等合理化計画の取組実績及び取組に対する自己評価】 【添付資料 13 一者応札案件内訳】		
-------------------------------	---------------	----------------	--	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (4)	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ラスパイレス指数		95.3 旧航海訓練所 108.8	102.6	100.8	102.5	99.9		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<評価の視点> ・給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。	<主要な業務実績> 総務省が定めるガイドラインに基づき、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表を、令和元年6月28日付で行った。 国家公務員給与法の改正（令和元年法律第51号）に準拠した、俸給表のベースアップ（平均0.16%）及勤勉手当支給率0.05ヶ月分の引上げについて令和元年11月26日付けで、住居手当の見直しについて令和2年3月27日付けで、それぞれ給与規程等の改正を行った。 令和元年度における当機構の給与水準を示すラスパイレス指数は99.9となり、国の水準とほぼ同様となっている。 引き続き国に準じた適正な給与水準の維持が図られるよう取組を行う。	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。  ※平成28年度実績 102.6 平成29年度実績 100.8 平成30年度実績 102.5	評価	B
						<評価に至った理由> 総務省が定めるガイドラインに基づき、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表を、令和元年6月28日付で行っている。 国家公務員給与法の改正（令和元年法律第51号）に準拠し、給与規程等の改正を行い、給与水準を示すラスパイレス指数は99.9となり、国の水準とほぼ同様となっていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (5)	業務運営の情報化・電子化の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、平成29年度までにクラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化を実施し、期間中に定着を図る。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、クラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化に取り組む。	<評価の視点> ・迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図ったか。  ・用途に的確に対応した情報の電子化に取り組んだか。	<主要な業務実績> 情報の電子化について、以下の取組を実施した。 新財務会計システム機器の構築及び人事給与システムの更新を行い、各業務の効率化を図った。令和元年度からの運用を開始した。(再掲)	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。	評価	B
						<評価に至った理由> 新財務会計システム機器の構築及び人事給与システムの更新を行っており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲー (1)	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>受益者負担を始めとする自己収入については、「平成 27 年度予算執行調査の調査結果」(平成 27 年 6 月 30 日)を踏まえ、引き続き段階的にその拡大を図ることとする。</p> <p>専修科及び海上技術コースの授業料については、引き上げを継続するとともに、本科及び専修科の入学料・入学検定料については、平成 29 年度から徴収を開始するものとし、そのあり方については平成 32 年度までに検討する。</p> <p>商船系大学、高専及び海運会社を始めとする受益者の負担</p>	<p>①授業料の段階的引き上げ</p> <p>専修科及び海上技術コースの授業料を平成 30 年度までに段階的に引き上げ、自己収入を拡大する。</p> <p>②入学検定料、入学料等の徴収</p> <p>海上技術学校、海上技術短期大学校の入学検定料、入学料等を平成 29 年度から徴収を開始することとし、</p>	<p>①授業料の段階的引き上げ</p> <p>自己収入の更なる拡大を図るため、海技専攻課程海技士コース(三級海技士～五級海技士)(以下「海技士コース」という)の授業料について、海上技術コースの授業料を基準に、平成 32 年以降の入学生から適用できるよう、段階的な引き上げについて検討する。</p> <p>②入学料の引き上げ</p> <p>自己収入の更なる拡大を図るため、専修科の入学料については平成 31 年度から 20,000 円に引き上げ</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海技士コースの授業料について、海上技術コースの授業料を基準に、令和 2 年以降の入学生から適用できるよう、段階的な引き上げについて検討する。</li> <li>専修科の入学料を引き上げることを検討する。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画通り授業料の引き上げを行ったか。また、入学料の引き上げを検討したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 授業料の段階的引き上げ</p> <p>海技士コースの授業料について、海上技術コースの授業料を基準に、令和 2 年以降の入学生から適用できるよう、段階的な引き上げを行うため、会計規程の変更を行った</p> <p>② 入学料の引き上げ</p> <p>専修科の入学料について、令和元年度入学生から 20,000 円へ引き上げた。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価を B 評価とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、自己収入の拡大を検討する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>海技士コース授業料の段階的な引き上げを行うための会計規程の変更、専修科入学料、乗船実習訓練負担金の引き上げを実施している。</p> <p>また、OB、関係業界や経済界一般等からの寄附金等を募るための寄附金制度を見直し、寄附金の募集開始や帆船寄港要請負担金については、7 件の実績を上げるなど自己収入の確保と拡大を進めていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

<p>のあり方については、平成 30 年度までに平成 31 年度以降の拡大計画を策定する。</p>	<p>引き上げについては平成 32 年度までに検討する。</p> <p>③航海訓練に要する費用の徴収</p> <p>航海訓練について、平成 30 年度までに適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p>④講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。</p>	<p>る。</p> <p>また、海技士コースの入学料について、海上技術コースの入学料を基準に、平成 32 年以降の入学生から適用できるよう、段階的な引上げについて検討する。</p> <p>③航海訓練に要する費用の徴収</p> <p>適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p>④講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務コース（海運事業者に雇用された船員に対する再教育コース）の授業料について、物件費及び人件費相当額を基準に、平成 32 年度まで段階的に引き上げる。</p> <p>⑤その他自己収入</p>		<p>③ 航海訓練に要する費用の徴収</p> <p>乗船実習訓練負担金を月額 406,000 円に引き上げた。</p> <p>④ 講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程の授業料について、本年度は消費税率改定に伴う引き上げを実施した。また、令和 3 年度以降の受講者から、講習にかかる物件費及び人件費相当額を基準に授業料の段階的な引き上げを検討した。</p> <p>⑤ その他の自己収入の確保の取り組み</p>			
---	--	--	--	--	--	--	--

		<p>より多様な財源の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>ア OB、関係業界や経済界一般等からの寄附金を募る。</p> <p>イ 帆船の寄港要請にかかる地元自治体等から燃料費に相当する負担金の徴収を行う。また、更なる帆船を活用した自己収入拡大策についても検討を進める。</p> <p>ウ 練習船における実習環境改善に要する費用について、実費相当額を徴収する。</p>	<p>ア OB、関係業界や経済界一般等からの寄附金を募るため、寄付金制度の見直しを行い、「寄附金受入規程」を施行（2月1日付）するとともに3月25日より寄附金の募集を開始した。</p> <p>イ 帆船寄港要請負担金の徴収について、令和元年度の実績は7件であった。</p> <p>ウ 平成31年4月より、練習船実習生から実習生厚生費として月額2,000円の徴収を開始した。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(2)	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。	<評価の視点> 保有資産の必要性について検証したか。	<主要な業務実績> 利用度の低下が見られた乗船事務室（土地、建物）、交通艇しんとく（船舶）、浮棧橋（構築物）については、今後も引き続き利用する見込みがないことから、国庫納付申請を行うために必要な措置を進めた。  このほかの保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、機構が保有する土地建物等は、全て教育目的及び事務・事業を実施する上で必要なものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認した。	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績をあげていることから、自己評価をB評価とする。	評価	B	
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4. その他参考情報								
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(3)	業務達成基準による収益化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	<評価の視点> 収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築したか。	<主要な業務実績> 収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制は構築済みである。	<評価と根拠> 評価：B  計画通り実施済みであることから、自己評価をB評価とする。	評価	B
							<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報								
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲー(4)	予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	<評価の視点> 年度計画に定めた 当該予算による運営 を行ったか。	<主要な業務実績> 別紙 1, 2, 3 のとおり	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績をあげていること から、自己評価をB評価とする。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当で あると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(5)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。		<主要な業務実績> 令和元年度は該当なし		評価	—
						令和元年度において該当がない。 *評価の対象とならない。	

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(6)	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		該当なし	該当なし		<主要な業務実績> 令和元年度は該当なし		評価	－
							令和元年度において該当がない。 *評価の対象とならない。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－（7）	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。</p> <p>①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足</p>	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。</p> <p>①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt; 令和元年度は該当なし</p>		<p>評価</p> <p>令和元年度において該当がない。 *評価の対象とならない。</p>	—

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

【目的積立金等の状況（参考情報）】		（単位：百万円、％）				
	平成 28 年度末 （初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末 （最終年度）	
前中期目標期間繰越積立金	4	2	1	1		
目的積立金	－	－	－	－		
積立金	－	31	－	－		
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	－	－	－	－		
運営費交付金債務	74	47	44	50		
当期の運営費交付金交付額(a)	6,724	6,754	6,623	5,895		
うち年度末残高(b)	74	47	44	50		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	1.1%	0.7%	0.7%	0.8%		

(注 1)横列は、当目標期間の初年度から最終年度まで設けること。

(注 2)最終年度における「前中期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載すること。

(注 3)「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載すること（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中期目標期間に繰り越される。）。

(注 4)「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載すること。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (1)	施設・設備の整備		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p>	<p>機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>①海技大学の西学生寮、波方海上技術短期大学の校舎及び学生寮等を整備する。</p> <p>施設・設備の内容 ・教育施設整備</p> <p>学校施設の耐震改修工事等 予定額（百万円）</p>	<p>機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>校内練習船について、養成課程の検討に併せ、将来的な必要性を検討する。</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 平成 30 年度に補正予算措置された海技大学東寮耐震工事(第2期分)は令和元年度に計画通り完了した。</p> <p>また、補正予算措置された海技大学西教室等耐震改修工事及び波方海上技術短期大学学生寮耐震工事については、令和 2 年度に契約手続きを行う。(別紙 4)</p> <p>② 学校の校内練習船について、養成定員及び養成課程の見直しに合わせて、将来的な必要性を検討した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価を B 評価とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・耐震基準を下回る建物等の耐震補強工事</p> <p>海技大学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西教室</li> <li>・第一実習実験棟</li> <li>・東教室</li> </ul> <p>波方校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生寮</li> <li>・本館・教室</li> </ul> <p>口之津校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本館・教室</li> <li>・体育館</li> </ul> <p>・学校の校内練習船については、養成課程の検討に併せ、課程毎の必要性及び船体規模について、検討する。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額 3,141</li> </ul> <p>財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金</li> </ul> <p>②校内練習船について、将来的な必要性を検討し、代替計画を策定する。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (2)	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事交流 (計画値)	期間中 300名以上	期間中 250名以上	60名以上	60名以上	60名以上	60名以上		
人事交流 (実績値)			64名	66名	76名	71名		
達成度			106.7%	110.0%	126.7%	118.3%		
職員研修 (計画値)	期間中 950名以上	期間中 750名以上	190名以上	190名以上	190名以上	190名以上		
職員研修 (実績値)			327名	427名	556名	454名		
達成度			172.1%	224.7%	292.6%	238.9%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、座学を行う船員教育機関及び海運会社等との人事交流を積極的に推進する。</p> <p>また、教職員に求められる能力・専門性を向上させるべく、研修等を通じた人材育成策を拡充する。</p>	<p>船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。</p> <p>① 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に300名以上の人事交流を行う。</p> <p>② 職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化とともに海技教育の質向</p>	<p>船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。</p> <p>① 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。</p> <p>② 職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。</li> <li>・190名以上の職員に対して研修を実施する。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 海運会社22名及び海事関連行政機関等49名、計71名の人事交流を行い、船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図った。</p> <p>② 外部委託研修104名、内部研修350名、計454名に対して研修を実施し、職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技教育の質向上を図った。</p> <p>○ 実施した主な研修</p> <p>【外部研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落制止用器具使用従事者特別教育講習</li> <li>・企業会計（基礎）研修</li> <li>・公文書管理研修・情報システム調達管理研修など</li> </ul> <p>【内部研修】</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>職員研修受講者が大幅に増加した理由は、内部研修において、海技免許更新時に必要となるSTCW条約第6章基本訓練（受講者数89名）、ハラスメント対策研修（受講者数193名）を実施したためである。</p> <p>計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>海運会社22名及び海事関連行政機関等49名、計71名の人事交流を行っている。</p> <p>また、外部委託研修104名、内部研修350名、計454名に対して研修を実施し、職員の資質・能力の維持及び向上を図っていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

		<p>上に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を策定し、外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ 950 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p>	<p>教育の質向上に資するため、外部委託研修のほか、職員の知見及び施設・設備を有効活用した内部研修を 190 名以上の職員に対し実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファーストステップ研修</li> <li>・管理職者研修</li> <li>・ハラスメント防止研修</li> <li>・STCW 条約第 6 章基本訓練</li> <li>・操船シミュレータ上級 (BRM 訓練) 研修</li> <li>・墜落制止用器具使用従事者特別教育講習</li> <li>・ECDIS 研修                    など</li> </ul> <p>【添付資料 14 人事交流及び教職員の研修実績】</p>		
--	--	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (3)	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<評価の視点> 積立金は、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当したか。	<主要な業務実績> 令和元年度の繰越額は、1,148,956円となっている。このうち、622,483円を有形固定資産の減価償却費、たな卸資産に係る取崩しに充当した。	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績をあげていることから、自己評価をB評価とする。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (4)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
重大事故発生件数					1			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	C	
<p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。</p> <p>特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。</p> <p>また、法人の長がこれらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。</p>	<p>業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。</p> <p>また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。</p> <p>①コンプライアンスの一層の推進を図</p>	<p>業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、年度内の重大事故発生件数0件を目指す。</p> <p>また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を開催する。</p> <p>①コンプライアンスの一層の推進を図</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制に関する委員会を毎年度開催したか。</li> <li>外部通報制度の環境整備を行ったか。</li> <li>コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施したか。</li> <li>業務運営におけるリスクを適切に管理したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 「日本丸事故再発防止対策検討委員会」からの提言を踏まえ、事故の再発防止に適切に取り組むため、「帆走訓練のあり方およびその再開に向けた検討調査部会」を16回、「帆走訓練再開連絡協議会」を7回、「帆走訓練安全対策検証委員会」を2回それぞれ実施した。</p> <p>これら検証・検討を経て、帆走訓練再開に向けた再発防止対策を講じ、且つ、そのための諸準備を整えた。これら対策・準備状況に対して、検証委員会による審議・承認を得たことから、帆走訓練は、令和2年1月練習帆船海王丸に乗船する実習生に対する登し訓練から再開した。(再掲)</p> <p>② 内部統制に関する委員会を3回開催し、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長と職員(階層別)との懇談会の開催及び検討事項への対応</li> <li>公益通報の実績報告</li> <li>内部統制研修の実施</li> </ul> <p>③ リスクマネジメント委員会を3回開催</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:C</p> <p>座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により年度内の重大事故発生件数0件となったが、教員による不適切事案が1件発生したため、自己評価をC評定としている。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに発生した重大事故の経験を踏まえ、新たに構築した安全衛生管理体制の下で、コンプライアンスの一層の推進を図る。</li> <li>青雲丸事案のフォローアップ委員会の報告を踏まえた取り組みを引き続き確実に実施する。</li> <li>帆走訓練では、日本丸事故再発防止対策検討委員会の検証・検討を踏まえた再発防止策を引き続き確実に実施する。</li> </ul>	<p>評定</p> <p>C</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>平成29年度、青雲丸実習中の学生に発生した事案に対し、提言を踏まえつつ前向きに教育、訓練に取り組んでいる。また、平成30年度の日本丸事故事案に関しては、再発防止に取り組むつつ、実習生に対する登し訓練を再開しているところは評価に値する。一方で今年3月、唐津校において教員が大麻取締法違反で逮捕されるという不適切事案が発生したことから、内部統制のさらなる強化、職員のコンプライアンスに関する意識の向上、浸透、定着を推進させる必要があることから、「C」との評価結果が妥当である。</p> <p>&lt;業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>今年度、前年度、前々年度の3年間とも目標値を下回っている状況に対し、新たに構築した安全衛生管理体制の下で、コンプライアンスの一層の推進を図るほか、各第三者委員会の検証、検討を踏まえた再発防止策を速やかに確実に実施する。</p>		

	<p>るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。</p> <p>②リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p>	<p>るため、より効果的な教育・研修を実施することで、職員のコンプライアンスに関する意識を向上させるとともに、浸透、定着を図る。</p> <p>② リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p> <p>③青雲丸事案について、前年度に取りまとめられた「青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対するフォローアップ委員会」の報告を踏まえ、再発防止に適切に取り組む。</p>		<p>し、以下の取組を行った。</p> <p>優先対応リスク対応計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に実施した「リスクの洗い出し」</li> <li>・新安否確認システム導入</li> <li>・安否確認システム運用指針策定</li> <li>・本部・学校事業継続計画（BCP）の一部改正</li> </ul> <p>④ 平成29年7月に練習船「青雲丸」で実習中の学生について発生した一連の事案について、前年度に取りまとめられた第三者委員会からの提言に対するフォローアップ委員会の報告を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程等運用開始（意見箱、教務ミーティング、指導教官等）</li> <li>・ 学校教員による練習船への訪船指導を、計12回実施</li> <li>・ 本科・専修科を対象とした乗船実習事前説明の実施</li> </ul> <p>⑤ 新しい安全衛生管理体制の実施。 「独立行政法人海技教育機構安全衛生規程」の運用を開始した。</p> <p>また、今年度については、更に強固な安全管理体制を構築、推進していくため、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「トラブル未然防止キャンペーン」を実施し、練習船内に啓蒙ポスターの掲示や当機構安全・危機管理室作成の資料を活用した安全教育の実施等、高い安全意識の醸成を図った。</li> <li>・ 安全管理に対する優れた取組みに対して表彰する制度を設けた。</li> <li>・ アルコールチェックについて基準値0.00とし、国よりも厳しい基準を設けた。</li> <li>・ 過去の台風接近時の経験を踏まえ、「練習船台風対策に係る見直し検討調査部会」を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の不適切事案について、原因を究明し、再発防止策を直ちに実行する必要がある。</li> </ul>	<p>&lt;その他外部有識者からの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登しよう訓練は非常に重要な教育訓練であり、価値もあるので安全を踏まえて今後も実施していただきたい。</li> <li>・ 平成29年度から3年間「C」との評定が続いている。評定を踏まえ内部統制の充実、強化をしていけば今回の事案は未然に防ぐことができたのではないか。</li> <li>・ 唐津校教員による不適切事案を受け、内部統制の充実・強化を図られていないことから「C」との評価結果が妥当である。</li> </ul>
--	--	---	--	--	---	--

				<p>設置し、本部の支援体制の見直し、汽船における『保針限界曲線』の作成、台風対策指針の一部改訂等を行い、台風接近時における練習船の安全運航や支援体制の強化を図った。</p> <p>⑥ 令和2年3月5日唐津校において、教員が大麻取締法違反で逮捕されるという不適切事案が発生した。機構は直ちに関係者からの事情聴取を行い、事実関係を確認するとともに、機構として対策を取りまとめた。</p> <p>再発防止に向けて、可能なものについては直ちに着手するとともに、機構内に外部有識者等を加えた「再発防止対策検討・検証委員会」を設置し、令和2年6月を目途に所要の取りまとめを行い、速やかに実行に移すことにより、再発防止に全力を尽くすこととした。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (5)	監事の機能強化等によるガバナンス強化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させる。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	<評価の視点> ガバナンスの強化を推進したか。	<主要な業務実績> 監査計画に基づき、内部統制及びコンプライアンスの強化並びに組織統合に伴う効果やその取組状況等を中心として、学校4校（宮古校、清水校、波方校、海大）、練習船2隻（海王丸、青雲丸）及び本部の監事による監査を実施した。 監査計画に基づき、事前に監査対象箇所へ質問状を送付し、監査の効率を図っている。 監査結果については、フォローアップを行い、ガバナンスの強化を図った。	<評価と根拠> 評価：B  計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評価とする。	評価	C
						<評価に至った理由> 令和元年度の唐津校教員の不祥事については、不祥事につながる可能性のある兆候が今までに多々あったにも関わらず、内部監査でこれらをチェックできない状況であった。このことから唐津校事案の発生は、内部監査が適切になされていなかったことが原因の一つと考えられ、更なるガバナンス強化が必要であることから「C」との評価結果が妥当である。  <業務運営上の課題及び改善方策> 現場の状況を詳細に把握できるような監査体制及び監査計画を立案し、内部統制、コンプライアンス及びガバナンスの強化を図り、速やかにかつ、確実に実行する必要がある。  <その他外部有識者からの意見> ・唐津校教員の不適切事案について、予兆があったにもかかわらず未然に防止できなかったことは、ガバナンスの強化がされてい	

							<p>かったと言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・唐津校教員による不適切事案を受け、適切な内部監査、監事機能の更なる強化が必要であるため、「C」との評価結果が妥当である。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

業務実績等報告書様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (6)	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー 事業番号 378, 380

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議第39回会合改定)に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日改定)に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	<評価の視点> 機構内の情報セキュリティ対策の強化を図ったか。	<主要な業務実績> 情報セキュリティ対策として、以下の取組等を実施した。 平成30年改定「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に対応した情報セキュリティポリシー等の見直しに伴う各規程の改正等に向けた準備を行った。 情報化推進委員会及び情報セキュリティ対策委員会を開催し、情報セキュリティ対策推進計画及び情報セキュリティマネジメント監査報告書	<評価と根拠> 評価：B 年度当初に情報セキュリティ対策委員会を開催し、情報セキュリティ対策推進計画を決定した。計画に基づく情報セキュリティ教育では、本部担当職員がNISC開催の勉強会等で学んだ知識を生かし、教材を作成し、職員に対し教育を	評価	B	<評価に至った理由> 情報化推進委員会及び情報セキュリティ対策委員会を開催し、情報セキュリティ対策推進計画を作成した。その計画に基づいて練習船、学校を含んだ全役職員に対して情報セキュリティ教育を実施している。また、各学校の情報セキュリティ担当者及びグループ管理者を対象にスキルアップのた

<p>切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>を図る。</p>			<p>を踏まえた改善計画を決定した。</p> <p>令和元年度情報セキュリティ対策推進計画を作成し、練習船・学校を含めた全役職員に対して、最新の事例を用いて、教育及び自己点検を実施して、情報セキュリティに関する意識の向上を図った。また、各学校の情報セキュリティ担当者及びグループ管理者のスキルアップを図るため、各学校へ情報通信システム室長が赴いて研修を行った。セキュリティ監査会社による情報セキュリティ内部監査を学校2校（小樽校、宮古校）及び練習船2隻（海王丸、青雲丸）で実施した。</p> <p>本部在籍役職員対象に、情報通信システム室長を講師として情報セキュリティ教育を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図った。</p> <p>本部担当職員を NISC 開催の各種勉強会等に参加させた。</p> <p>平成 28 年度波方校で発生した情報漏洩事案を受けて、平成 29 年 9 月からセキュリティ強化の取組として、全ての職員の PC からの内部ネットワークとインターネットの利用を切り離す分離化工事を開始した。令和元年 12 月には、本部、海大及び学校といった陸上部門の PC に、新たに構築した分離化のためのソフトを導入し工事を終えた。練習船については、平成 29 年度の段階で物理的に回線を分けることで分離化を実現していたが、陸上と同じようにソフトの導入による分離化を試みたところ通信環境が影響し、正しく動作しないことが判明したため、陸上部門との共通のソフトでの分離化は見送った。結果として、インターネット分離化工事は完了したが、練習船についても陸上部門と同等の使用環境となるよう引き続き検討することとした。</p>	<p>実施している。また、この勉強会等に参加したことで、情報セキュリティ内部監査の円滑な実施、情報システム担当部門における情報セキュリティインシデント対応のための技術的および人的スキルの向上へとつながった。</p> <p>インターネット分離化工事は、陸上部門に新たに構築したソフトを導入し、すでに分離化を実現していた練習船と併せて本格運用が可能な状態となり工事を完了した。練習船については、陸上部門に導入したソフトが、通信環境の影響で正しく動作しないことが判明したことで導入を見送ることとなったが、分離化自体は完了しており、概ね計画通りの実績を上げていることから、自己評価を B 評定とする。</p>	<p>めの研修を実施し、機構内の情報セキュリティ対策の強化を推進している。</p> <p>さらにセキュリティ強化の取組として、全職員の PC の内部ネットワークとインターネットの利用を切り離す工事を実施し、インターネットの分離化を完了した。</p> <p>これらのことから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>
---------------------------	-------------	--	--	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>